

第6次 地域福祉市民活動計画

～第6次立川あいあいプラン～

〈2025年度～2029年度〉



はじめに

For more information, contact the Office of the Vice President for Research and the Office of the Vice President for Student Affairs.

立川市社会福祉協議会では、立川あいあいプラン(地域福祉市民活動計画)を策定し、地域における市民の皆さまの地域福祉の向上に取組んでいます。

1994年に第1次立川あいあいプラン21を策定して以来、これまでに第5次までの計画(2020年度～2024年度)を策定し、市民、多様な地域の関係者、立川市等と協働して、地域福祉を推進してきました。重点推進事項として、前計画時には、地域福祉アンテナショップの設置、地域福祉コーディネーターの活動強化、まるごと相談支援を定め、計画を進めてまいりました。さらに、期間内に起きた新型コロナ禍が社会に与えた影響など、特筆されるべき事象も忘れることができません。

このたび、市民の皆さん、関係機関・団体の皆さまの多大なるご協力を賜り、第6次立川あいあいプラン(2025年度～2029度)が完成しました。主な重点推進事項としては①身近に相談できる体制づくり②地域福祉コーディネーターによる地域活動支援③地域福祉アンテナショップの拡充④地域活動の担い手支援⑤つながり・支えあいの充実を定めました。また、これまでに経験してきたことを活かし、さまざまな社会的事象にも柔軟に対応できるよう努めてまいります。

今後とも新たなスローガン「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川～やさしいつながりのあるまちをつくる～」の実現に向けて取り組んでまいります。市民の皆さん、関係機関・団体の皆さんのご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご協力をいただいた、全ての皆様に深く感謝申し上げ、一言挨拶とします。

2025年6月

社会福祉法人立川市社会福祉協議会

会長 鈴木 茂



第6次地域福祉市民活動計画

2025年度～2029年度

～第6次立川あいあいプラン～

地域福祉市民活動計画は、地域生活課題を解決するために、住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。

ひとりともいひろたちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～



共通
理念

ひとりともいひろたちかわ 一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川 ～やさしいつながりのあるまちをつくる～

～第6次地域福祉 市民活動計画～



～立川市第5次 地域福祉計画～

目標1 誰もが相談しあえるまち

★身近に相談できる体制づくり

- ①多機関によるチーム支援の充実
- ②各種相談支援機関による包括的相談機能の強化
- ③相談することへの敷居を低くする仕組みづくり
- ④権利擁護・意思決定支援の理念と制度の普及
- ⑤生活困窮者を早期に把握する仕組みづくり

目標2 新しいつながりが広がるまち

★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

- ⑥市民主体による地域活動の強化
- ⑦地域生活課題の事業化の推進
- ★「地域福祉アンテナショップ」の拡充
- ⑧地域福祉アンテナショップの設置拡大
- ⑨地域福祉アンテナショップの活動充実

目標3 支えるひとを支えるまち

★地域活動の担い手支援

- ⑩新たな担い手の発掘
- ⑪支援する人を支援する仕組みづくり
- ⑫多様な出番や役割の創造

目標4 多様なつながりを活かせるまち

★つながり・支えあいの充実

- ⑬福祉教育・市民学習の発展
- ⑭ボランティア・市民活動の振興
- ⑮福祉に限らない多様な団体等とのネットワーク強化
- ⑯つながりあえる場の支援
- ⑰防災・減災の取組み推進
- ⑱情報発信の強化

目標1 互いにそれぞれのできることを活かし、自分らしく暮らせるまち

目標2 誰もが身近に相談でき、安全・安心に暮らせるまち

目標3 やさしいつながりで、みんなで支えてみんなが支えられるまち

- ①地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます
(★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援)

- ②★「つらいときには助けを求めていい」身近に相談できる体制づくり

- ③★つながり・支えあいの充実に向け取り組みます

- ④★地域活動の担い手を支援します

- ⑤「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくります
(★「地域福祉アンテナショップ」の拡充)

- ⑥誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます

- ⑦地域の防犯・防災への取組を高めます

- ⑧福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます

- ⑨必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします

- ⑩地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます

重層的支援体制整備事業実施計画

○地域福祉市民活動計画とは…地域生活課題を解決するために、住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画で、立川市地域福祉計画と補完関係にあります。
○地域福祉計画とは…社会福祉法で規定された行政計画で、福祉分野の上位計画として位置づけられており、自治体が地域住民等と共に地域福祉を推進するための計画として、条件整備を図るためにその範囲と内容を定めていくものです。

【5つの重点推進事項のつながりのイメージ】

①～⑤の5つの重点推進事項のうち、①と⑤が土台、②・③・④が核となり、それぞれが好循環することをハンバーガーの具材のようにイメージしました。

また、市・社会福祉協議会(社協)・地域住民それぞれが取り組むことを記載しました。



受け止める

① ★身近に相談できる体制づくり

市：制度の狭間や複雑化・複合化した相談も受け止め、専門職等によるチーム支援により解決を図る仕組みを充実させ、相談機能の向上を目指します。

社協：相談することへの敷居を低くする仕組みを作ります。

地域住民：お互いよき聞き手・理解者となり、必要に応じて専門機関に相談してみましょう。



つながる

② ★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援



市：地域共生社会の実現を目指し、地域福祉コーディネーターを配置し地域活動支援を強化します。

社協：地域住民の困り事や興味・関心事を集め、多様な人が活躍できる機会を支えていきます。

地域住民：「困っている事・人」「力を貸してくれる人・活用できるもの」などを地域福祉コーディネーターに伝えてみましょう。

つながる

③ ★地域活動の担い手支援



市：「自助・互助・共助・公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。

社協：「ボランティア」や「地域活動」の発展に加え「多様なはたらき(仮)※裏面参照」の仕組みを検討します。

地域住民：地域活動の報告やアピールをし、誘い合って仲間を増やしていきましょう。

つながる

④ ★「地域福祉アンテナショップ」の拡充



市：身近な場所でふらっと立ち寄れる地域福祉アンテナショップを増設します。

社協：「やさしいつながりが広がるまち」の拠点となるよう運営を支援します。

地域住民：地域福祉アンテナショップへ行ってみて、自分や団体のできること・アイデアを考えてみましょう。

つながり・支えあいの充実

市：地域で互いに気にかけあう関係性の構築や、地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実を目指し取り組みます。

社協：福祉に限らない多様な団体等とのネットワークを強化し、全世代が生涯を通じ地域社会に関わるよう支えていきます。

地域住民：自分たちのできることをいろいろな場で活かし、発信してみましょう。



支える

多機能拠点 「地域福祉アンテナショップ」を拡充します

コミュニティ形成機能

- 自分らしく活躍でき、「楽しみ」ながら活動が続けられるような場であるとともに、「何もしなくてもただそこに居られる」ようなやさしいつながりがある場を目指します。

誰もが ふらっと
立ち寄れる♪



地域生活課題解決機能

- 各相談窓口に寄せられた相談の中で、社会参加の支援が必要な場合は、地域福祉アンテナショップの活動に参加することからはじめることもできます。
- 地域での交流等の中で出された相談で必要なものは、各相談窓口につなぎます。

地域福祉アンテナショップは、ヒト、モノ、情報が行き交う多機能拠点です。

生きづらさを抱えた方などの社会参加の場、また、地域生活課題などを抱えた方の相談、情報共有の場でもあります。

それぞれができること・できそうなことを活かせる 「多様なはたらき(仮)」を検討します

「多様なはたらき」とは

- 従来の「ボランティア」や「地域活動」だけではなく、一人ひとりが「できること」「できそうなこと」から始められるきっかけや参加の機会の活動の総称です。雇用関係にとらわれない地域での多様な活動であるため、「はたらき」と表現します。
- 「はたらき」の場は、地域福祉アンテナショップ、公共施設、福祉施設、教育施設、企業・商店など多様な可能性があります。



検討体制

- 具体的な内容については、今後設置が予定されている「立川市地域福祉推進委員会兼地域福祉市民活動計画推進委員会(仮称)」を中心に地域住民と共に検討します。さらに、必要に応じて他の地域の先進事例などについても研究し、立川らしい内容にしていきます。

編集・発行 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

〒190-0013 東京都立川市富士見町2-36-47

電話 042-529-8300(代表) FAX 042-529-8714

ホームページ <https://www.tachikawa-shakyo.or.jp/>



第6次地域福祉市民活動計画の
ダウンロードはこちらから



～はじめに～



目 次

第1章 第6次地域福祉市民活動計画策定の経過

第1節 第6次地域福祉市民活動計画策定にあたって

1 地域福祉市民活動計画(立川あいあいプラン)とは	1
2 これまでの経過	3
3 地域福祉の現状と課題	4
4 立川市地域福祉計画との関係	4
5 計画期間と見直し	6
6 計画策定の経過	6
7 第5次地域福祉市民活動計画の評価	7
8 計画にかかわる現状	10
(1)人口構造等	10
(2)地域を取り巻く環境	17
(3)地域福祉を支える地域の資源、活動	21
(4)立川市の現状、課題、強み	26

第2節 計画の理念

1 理念	28
2 目標	29
3 計画の体系	30

第2章 目標達成のための推進事項

第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

第2節 重点推進事項

1 身近に相談できる体制づくり	34
2 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援	35
3 「地域福祉アンテナショップ」の拡充	37
4 地域活動の担い手支援	39
5 つながり・支えあいの充実	40

第3節 推進事項

第3章 計画の進捗管理と評価の方法

第1節 計画を推進するための体制

1 住民主体による計画の推進	51
2 計画の推進スケジュール	51

第2節 評価の方法

1 評価に関するロードマップ	52
(1)身近に相談できる体制づくり	52
(2)地域福祉コーディネーターによる地域活動支援	53
(3)地域福祉アンテナショップの拡充	54
(4)地域活動の担い手支援	55
(5)つながり・支えあいの充実	56

付属資料

1 「第6次地域福祉市民活動計画」策定の経過	
(1)地域福祉市民活動計画策定委員会	58
(2)第6次地域福祉市民活動計画策定委員会設置要綱	59
(3)第6次地域福祉市民活動計画策定委員会委員名簿	61
2 調査研究等	
(1)地域福祉に関するアンケート調査	62
(2)地域福祉ウォッチャー調査	66
(3)市民参加型ワークショップ	69
(4)対象別ヒアリング	72
(5)市民意見公募(パブリックコメント)	74
3 その他	
(1)地域福祉市民活動計画策定委員会委員からのメッセージ	74
(2)用語解説	80



第1章 第6次地域福祉市民活動計画策定の経過



第1節 第6次地域福祉市民活動計画策定にあたって

1 地域福祉市民活動計画(立川あいあいプラン)とは

地域生活課題を解決するために、地域住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。推進の主体は、社会福祉協議会であると同時に地域住民の皆さんです。立川では、地域福祉市民活動計画を「あいあいプラン」の愛称で呼んできました。

- 「あいあいプラン」という言葉の中に込めた想い
 - ・「あいあい」：「助けあい」「支えあい」などの「あい」を大切にしたい。

第1次立川あいあいプラン21は、1994(平成6)年度～2003(平成15)年度までの10年の計画とし、第2次(2005(平成17)年度～2009(平成21)年度)から第3次(2010(平成22)年度～2014(平成26)年度)、第4次(2015(平成27)年度～2019(令和元)年度)、第5次(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)までは5年計画とし、それぞれ地域福祉コーディネーターの配置や市民の権利を擁護する仕組みづくり、生活困窮者への取組み、地域の身近な居場所「地域福祉アンテナショップ」の設置など、地域住民とともにまちづくりを進めていく計画を掲げ、着実に実行してきました。

また、第5次計画までは、「21世紀は、争いのない平和な100年にしたい」という思いから「立川あいあいプラン21」としていましたが、21世紀に入り四半世紀が経過した2025(令和7)年度からの第6次立川あいあいプランでは、「21」を表記から外しました。



○社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法第109条～111条に定められており、都道府県社会福祉協議会の連合会としての全国社会福祉協議会が1つ、各都道府県に都道府県社会福祉協議会が1つずつ、約1,800の区市町村に区市町村社会福祉協議会が設置されています。それぞれの社会福祉協議会は、1つの社会福祉法人として独立した法人運営を行っています。

また、2025(令和7)年度には、33年ぶりに社会福祉協議会基本要項が改正されました。

○立川市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。地域の住民、関係団体を会員とし、自分たちの「まち」は自分たちでつくりあげるという視点で、福祉の「まちづくり」を住民の皆さんと一緒に考え、その自主的な取組みを応援しています。

また、地域で福祉サービスを必要とされる方々への相談支援やサービス提供を行い、地域福祉の推進を総合的に図っています。

地域福祉市民活動計画の策定においては、地域福祉の推進を図る団体としての専門性を活かしながら、住民や地域の関係者による協議体組織として計画策定から実施・評価を行う推進役としての役割を担っています。

○立川市社会福祉協議会の使命「住民主体の福祉コミュニティづくり」

一人ひとりに主体的な活動や役割が保障され、その人らしく生き生きと暮らせるまちを私たちは目指します。

2 これまでの経過

1994(平成6)年度に第1次立川あいあいプラン21を策定して以来、住民、ボランティア、関係団体、企業、行政等と協働してまちづくりを進めてきました。

都内で初めてとなる地域福祉コーディネーターの配置やボランティア・市民活動の推進、市民の権利を擁護する仕組みづくり、生活に困り事がある市民へのセーフティネット機能強化、障害のある方の地域生活支援、関係機関によるネットワークづくり等、計画を具体化させることができました。

第6次立川あいあいプランの策定にあたっても、住民や関係機関による委員会を設置し、市民参加型ワークショップ(地域懇談会)やアンケート調査を実施し、多くの地域住民の声を取り入れました。

ボランティア・市民活動の推進
(ボランティア・市民活動センターたちかわ開設/2003(平成15)年度~)

権利擁護の推進
(地域あんしんセンターたちかわ開設/2003(平成15)年度~)

地域ケア会議によるネットワークづくり
(地域包括支援センター開設/2006(平成18)年度~)

地域福祉コーディネーターの配置/(2007(平成19)年度~)

セーフティネット機能の強化
(立川市くらし・しごとサポートセンター開設/2015(平成27)年度~)

障害のある方の地域生活支援
(地域活動支援センターたあふく開設/2018(平成30)年度~)

3 地域福祉の現状と課題

日本社会は、少子高齢化や「人生100年時代」と言われる状況のなか、高齢世代、子ども世代、子育て世代、現役世代など多様な世代の安心を支えていく全世代型社会保障への転換が目指されています。

一方で、人口構造や世帯構成が変化し、単身世帯の増加や、家族のつながり、地縁の希薄化、そして就業形態の多様化により、職場の縁もかつてと比べ弱くなっています。また、8050問題やケアラーの孤立、子どもの貧困、ひきこもり等、複雑で多様な生活課題を抱える世帯も増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、経済的困窮や望まない孤立・孤独、子どもの体験格差等に拍車がかかりました。

このような状況において地域福祉活動は、狭義の「福祉制度」による解決に留まることなく、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築が求められています。行政、関係機関、民間事業所、市民・市民活動団体など多様な主体が重なり合いながら、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、社会的孤立の課題に取組むことが必要です。

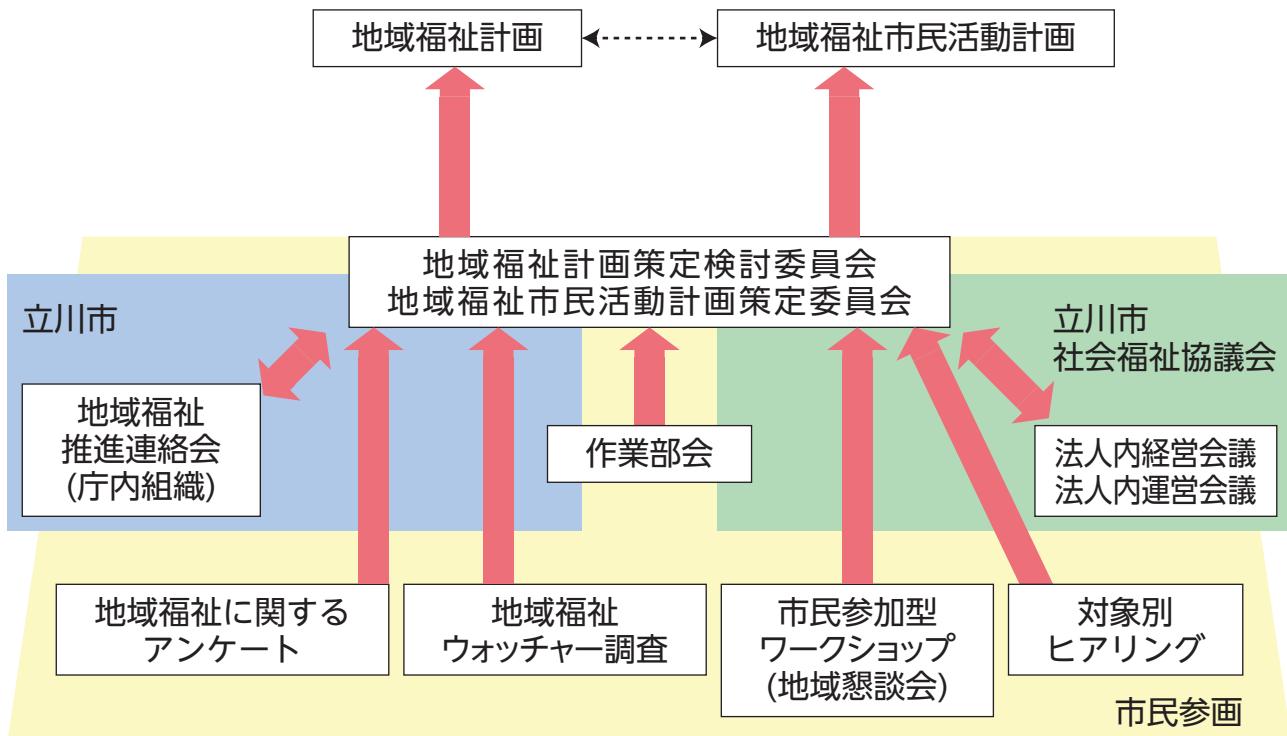
高齢化がピークを迎える2040(令和22)年を見据え、広い視点で「まちづくり」を描きながら、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超えて、人と人、人と社会資源が多様につながり、連携・協働していくことがますます必要です。

立川市社会福祉協議会は、住民、市民活動団体、ボランティア団体、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、行政、企業等、多様な関係者との連携に基づいて、地域の特性に合わせたつながりや多くの協働の場をつくり、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創る地域社会の実現に向けた取組みを進めています。

4 立川市地域福祉計画との関係

立川あいあいプランは、立川市が策定する立川市地域福祉計画と、地域福祉の推進における両輪として策定しています。両計画は相互に補完し、一体的に推進するものであるため、立川市と立川市社会福祉協議会では、第2次立川あいあいプラン21(2005(平成17)年度)の策定時より、計画の策定及び推進を連携・役割分担しながら行ってきました。

第6次立川あいあいプランと第5次地域福祉計画からは、今後の複雑化・複合化する地域生活課題に対応すべく、初めて策定段階から合同で策定委員会を設置し検討しました。

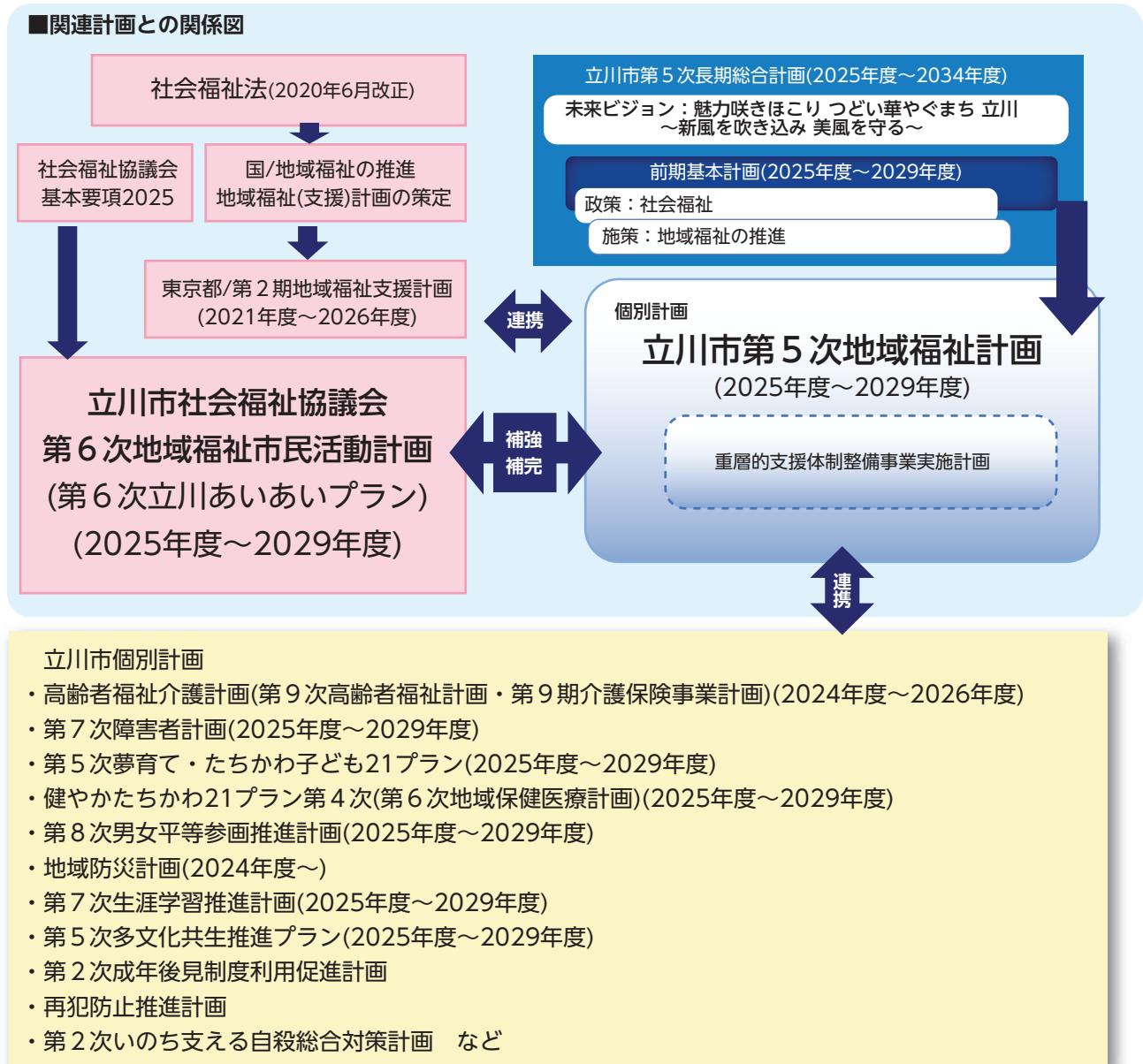


○地域福祉計画とは

社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について計画することを目的としています。また2018(平成30)年の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、地域福祉の推進に関する事項として、地域の高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

立川市では、2005(平成17)年度に立川市第1次地域福祉計画が策定され5年間の計画とされました。その後、第2次(2010(平成22)年度～2014(平成26)年度)、第3次(2015(平成27)年度～2019(令和元)年度)、第4次(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の期間で策定されています。

●立川市地域福祉計画との関係図



5 計画期間と見直し

第6次立川あいあいプランの計画期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。立川市地域福祉計画との整合性を図りながら進め、今後、行政の福祉施策の見直しや社会環境に著しい変化があったときには、これらの状況に柔軟に対応するため、必要な見直しを行いながら進めていきます。

6 計画策定の経過

計画を策定するにあたっては、3,000人を対象にした地域福祉に関するアンケート

調査や、日頃から地域福祉に関する深い活動に携わる人への定点調査である「地域福祉ウォッチャー調査」を実施するとともに、市民参加型ワークショップとして富士見町地域懇談会と地域福祉アンテナショップ活動報告会を開催しました。定量的に地域の実情や課題の把握をするとともに、市民参加型ワークショップでは、住民と今後の地域の在り方について検討しました。さらに、対象別ヒアリングとして「教育」「障害」「多文化」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法に基づく子どもの意見聴取として、10名の子どもからも直接ヒアリングを行いました。

これらをもとに、市民、学識経験者、関係機関・団体の参画による「地域福祉市民活動計画策定委員会」と社会福祉協議会事務局内の検討を重ね、策定しました。

7 第5次地域福祉市民活動計画の評価

第5次立川あいあいプラン21では3つの重点推進事項を定め、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度に開催した第5次立川あいあいプラン21推進委員会で進捗確認を行い、本計画の策定委員会で最終評価が承認されました。また、本計画にも反映させる今後の課題も明らかになりました。

○まるごと相談支援

【これまでの評価】

- ・相談支援包括化推進員が中心となり、制度の狭間や複合的な課題に関する相談を受け止める体制づくりを進め、多機関協働による世帯支援を行いました。
- ・各相談窓口で相談を受けた際に円滑な連携ができるよう、関係機関と分野を超えた連携を推進しました。
- ・身近な地域における相談窓口の機能強化を進めました。
- ・地域福祉アンテナショップや支えあいサロンなど地域の居場所等から出た困り事を受け止める体制づくりを行いました。

【今後の課題】

- ・ひきこもり等の生きづらさを感じている当事者の情報を地域においてキャッチし、適切なアセスメントを行えるよう地域づくりと連携したアウトリーチ機能の強化。
- ・福祉4分野(高齢・介護、障害、子ども、生活困窮)のどの窓口においても複合的な課

題がある相談を一旦受け止められるよう、各窓口で相談にあたる職員の対応力向上を目指した人材育成。

- ・関連部署に対して伴走支援の更なる理解促進と、ネットワークによる関わり支援の体制づくり。
- ・多機関協働が円滑に進むよう、福祉4分野それぞれの関連機関のネットワーク強化や課題事項の共有。
- ・地域の多様な「場」で相談を受ける市民を支える仕組みの構築。

○地域福祉アンテナショップの設置

【これまでの評価】

- ・2024(令和6)年6月現在で、全部型が4か所、協働型が9か所設置されています。市民の困り事の解決や出番づくりの機能と、地域社会を活性化する機能を兼ね備えた多機能拠点となりました。
- ・食や芸術をテーマとしたイベントを開催することで人が集まり、出会っていくことによって新たな活動につながりました。
- ・イベント開催と同時に、「何もしない」「ただそこにいる」ことが認められる「居場所」となっており、多様な人がふらっと立ち寄れる場となりました。
- ・福祉関係団体に限らず多様な主体が参入することにより、「ふくしの居場所」に限らない拠点となりつつあります。
- ・地域福祉アンテナショップ同士がつながることにより、ヒト・モノ・情報が行き交う仕組みが構築されつつあります。
- ・専門職に限ることなく、市民同士が支えあう場となっています。

【今後の課題】

- ・全部型については、公営住宅や公共施設などの一層の活用。
- ・新たな「居場所」をつくるのではなく、すでに人が集まり「居場所」となっている場所(屋内に限らず)を柔軟に認定する仕組みの検討。
- ・夕方や早朝のニーズへの対応。
- ・ふらっと立ち寄れる距離にあるように地域福祉アンテナショップを増設。
- ・協働型の仕組みの見直しや、活動継続のための財源確保策の検討。

○地域福祉コーディネーターの活動強化

【これまでの評価】

- ・2022(令和4)年度より、各地区2名の計12名体制になったことにより体制が強化されました。
- ・関係機関と協働することによって、ひきこもりなどの社会的に孤立している人の社会参加を推進しました。
- ・地域福祉アンテナショップの整備等を通じて多機能拠点の設置が進みました。
- ・学校や子ども支援団体との連携が進み、子ども・若者を核とした地域づくりが進みました。
- ・地域の事情に精通し、人と人、人と場所をつなげる市民と協働できました。
- ・オンライン会議の導入や、スマートフォンの使い方講座の開催などに取り組み、地域のデジタル化を推進しました。
- ・立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク(ふくしネットたちかわ)による地域貢献活動を推進しました。

【今後の課題】

- ・各地域での課題や活動から全市的な事業化・施策化への動きが十分ではない。
- ・日常生活圏域によって人口比率や地域課題が異なり、担当圏域で偏りがある。
- ・地域福祉アンテナショップの担い手となるような人材の発掘が十分ではない。
- ・福祉領域以外とのネットワークが十分ではない。
- ・担当地区を持たない全市を担当する地域福祉コーディネーターの配置。



8 計画にかかわる現状

(1) 人口構造等

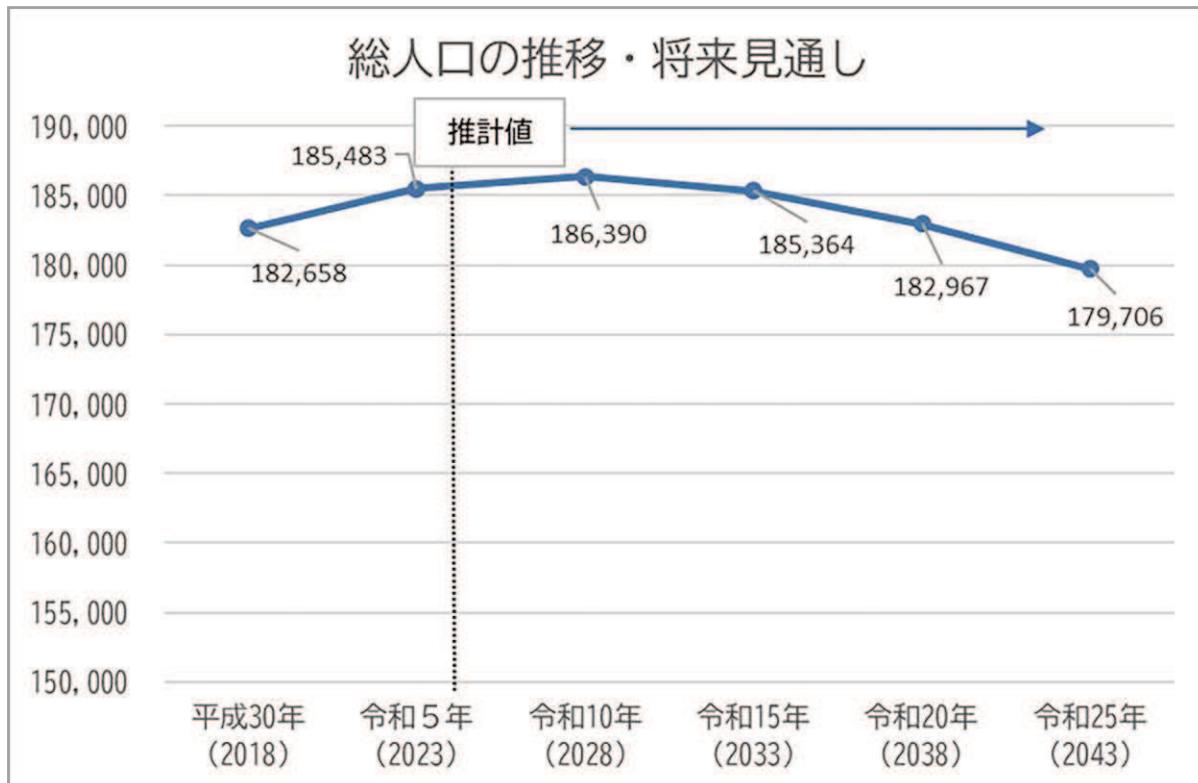
<ポイント>

- 今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。
- 高齢者(65歳以上)のうち、約4人に1人が一人暮らしです。
- 認知症の高齢者は、高齢者人口に比例して増えています。
- 高齢者だけでなく、障害者、ひとり親世帯、生活保護世帯、外国人等様々な支援を必要とする方が地域社会で暮らしています。



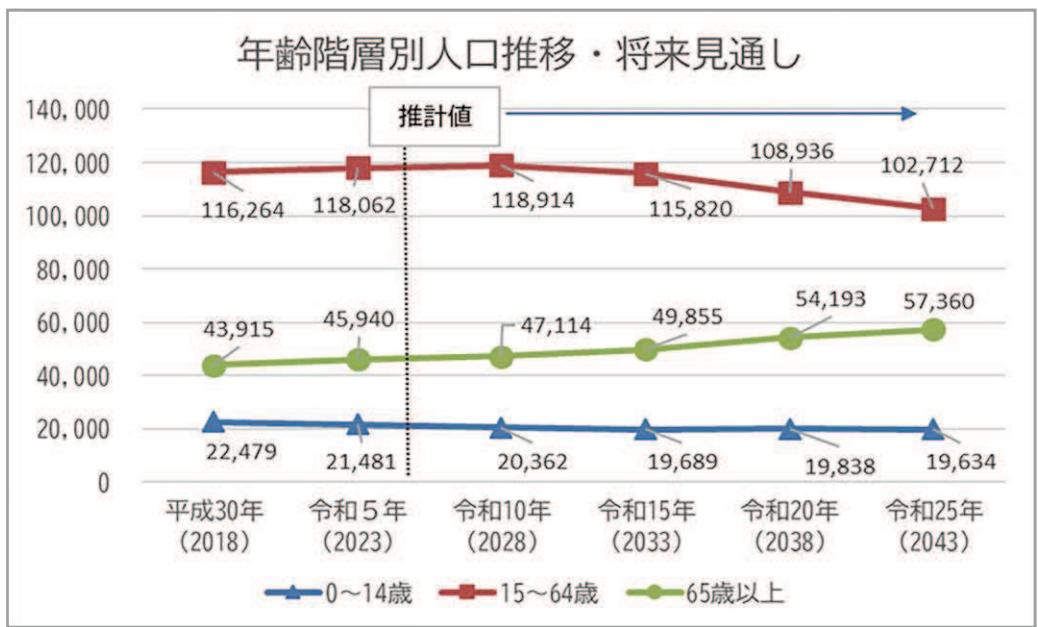
① 人口

人口は、2028(令和10)年をピークに微減に転じ、以降減少が続く見込みです。また、年齢階層別に人口を見ると、14歳以下の人口は減少傾向、15~64歳の人口は2028(令和10)年をピークに減少に転じ、65歳以上の人口は増加傾向となっています。



資料:平成30年、令和5年 住民基本台帳(各年1月1日現在)

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書(企画政策課)

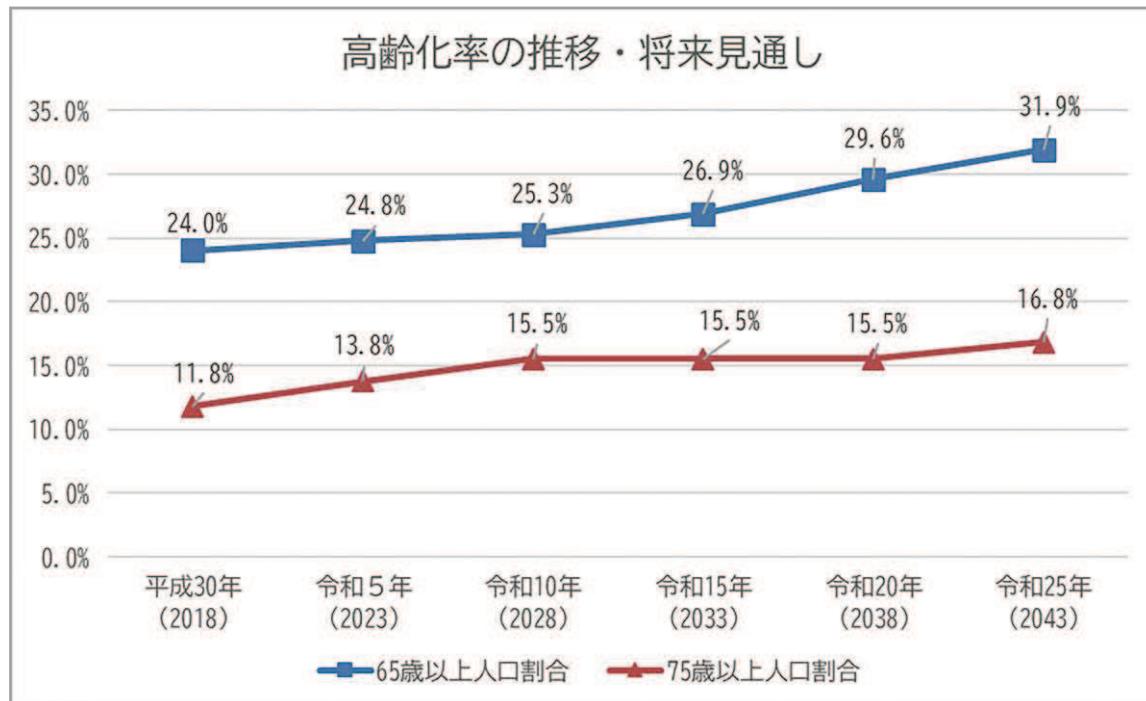


資料:平成30年、令和5年 住民基本台帳(各年1月1日現在)

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書(企画政策課)

②高齢化率

2023(令和5)年1月1日現在の高齢化率(65歳以上の人口比率)は24.8%で、75歳以上の人口比率は13.8%となっています。高齢化率は増加の見通しで、2043(令和25)年には約3人に1人が高齢者(65歳以上)になると推計され、今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。



資料:平成30年、令和5年 住民基本台帳(各年1月1日現在)

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書(企画政策課)

③地域包括支援センターの生活圏域ごとにみる人口と世帯数

地域包括支援センターは、担当町別に6つの生活圏域を設けています。1世帯あたりの人数は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

年	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		立川市全体	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	総世帯数	総人口
令和3年	15,444	29,597	15,378	27,424	15,075	26,596	11,935	24,755	19,865	41,848	15,738	34,357	93,435	184,577
令和4年	15,724	29,700	15,609	27,572	15,177	26,603	11,920	24,501	20,203	42,111	16,049	34,637	94,682	185,124
令和5年	15,862	29,641	15,877	27,743	15,305	26,594	11,850	24,247	20,517	42,425	16,302	34,833	95,713	185,483
令和6年	16,029	29,573	16,190	27,968	15,440	26,558	11,775	23,998	20,711	42,599	16,583	35,129	96,728	185,825
令和7年	16,100	29,351	16,593	28,432	15,638	26,603	11,703	23,769	20,822	42,593	16,880	35,509	97,736	186,257
世帯当たりの人数														
	1.82		1.71		1.70		2.03		2.05		2.10		1.91	

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

④昼間人口と夜間人口

昼間人口は、2000(平成12)年では昼間人口と夜間人口の差が約18,000人でしたが、2015(平成27)年には差が約25,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が増加している状況です。日中の市民の見守り等については、市内で活動する企業や団体、学生等の協力が不可欠です。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
昼間	182,157	193,465	203,252	201,294	207,832
夜間	163,987	172,563	179,668	176,295	183,581
差	18,170	20,902	23,584	24,999	24,251

資料：国勢調査

⑤単身世帯・核家族世帯

2020(令和2)年国勢調査における立川市の単身世帯数は40,896世帯、市内全世帯数のうち45.58%が単身世帯です。単身世帯が増加傾向で、高齢者の単身世帯も急増しています。単身の高齢者世帯は12,540世帯で、2015(平成27)年から2020(令和2)年の間に3,065世帯増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成27年	83,285	39,771	36,519	9,475	47.75%	43.85%	11.38%	8.40%
令和2年	89,727	46,407	40,896	12,540	51.72%	45.58%	13.98%	2.70%
差	6,442	6,636	4,377	3,065	3.97%	1.73%	2.60%	-5.70%

資料：国勢調査

⑥一人暮らし高齢者

2020(令和2)年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は12,540世帯であり、65歳以上人口に占める割合は27.55%と、65歳以上の約4人に1人が一人暮らしです。

	総人口	65歳以上人口	一人暮らし高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成17年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%
平成22年	179,668	38,153	7,545	19.78%	31,096	17.31%
平成27年	176,295	40,378	9,475	23.47%	36,519	20.71%
令和2年	183,581	45,524	12,540	27.55%	40,896	22.28%

資料：国勢調査

⑦要介護・要支援認定者数

要介護・要支援の認定を受けている人の数は年々増加しています。出現率は、75歳から84歳では約19%、85歳以上では約56%と大幅に高くなります。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	45,003	45,465	45,656	45,855	45,994
65歳から74歳	21,659	21,620	21,495	20,622	19,694
75歳から84歳	16,663	16,740	16,628	17,368	18,147
85歳以上	6,681	7,105	7,533	7,865	8,153
要介護・要支援認定者数	8,423	8,546	8,743	8,900	8,992
65歳から74歳	1,116	1,149	1,157	1,082	984
75歳から84歳	3,373	3,269	3,256	3,372	3,434
85歳以上	3,934	4,128	4,330	4,446	4,574
要介護・要支援認定出現率	18.72%	18.80%	19.15%	19.41%	19.55%
65歳から74歳	5.15%	5.31%	5.38%	5.25%	5.00%
75歳から84歳	20.24%	19.53%	19.58%	19.42%	18.92%
85歳以上	58.88%	58.10%	57.48%	56.53%	56.10%

※ 人口は各年10月1日現在。要介護認定者数は、第1号被保険者の各年度9月末現在

資料：介護保険課

⑧認知症高齢者

市内の在宅要介護認定者のうち認知症高齢者は、2023(令和5)年度4,284人と高齢者人口の約9%です。

	総人口	高齢者人口	65～74歳	75～84歳	85歳以上	要介護・要支援認定者数	出現率	うち認知症高齢者数	出現率
平成31年度	184,148	45,003	21,659	16,663	6,681	8,423	18.72%	4,689	10.42%
令和2年度	184,439	45,465	21,620	16,740	7,105	8,546	18.80%	4,719	10.38%
令和3年度	185,120	45,656	21,495	16,628	7,533	8,743	19.15%	4,501	9.86%
令和4年度	185,565	45,855	20,622	17,368	7,865	8,900	19.41%	4,553	9.93%
令和5年度	185,710	45,994	19,694	18,147	8,153	8,992	19.55%	4,284	9.31%

※ 人口は住民基本台帳人口(各年度10月1日現在)

※ 要介護認定者数は、各年度中に認定を受けた人数(更新含)

※ うち認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱ以上

資料：介護保険課

⑨障害者数

身体障害者の人数は減少傾向にありますが、精神障害者の人数は2019(平成31)年から2023(令和5)年の間に400人以上増加しています。また、知的障害者の人数も少しずつ増加しています。

総人口(注1)	身体障害者(注2)		知的障害者(注2)		精神障害者(注2)		
	人 数	人/千人	人 数	人/千人	人 数	人/千人	
平成31年 (2019)	183,923	5,332	29.0	1,375	7.5	1,958	10.6
令和2年 (2020)	184,195	5,233	28.4	1,396	7.6	2,094	11.4
令和3年 (2021)	184,661	5,211	28.2	1,429	7.7	2,177	11.8
令和4年 (2022)	185,201	5,164	27.9	1,470	7.9	2,343	12.7
令和5年 (2023)	185,552	5,103	27.5	1,502	8.1	2,426	13.1

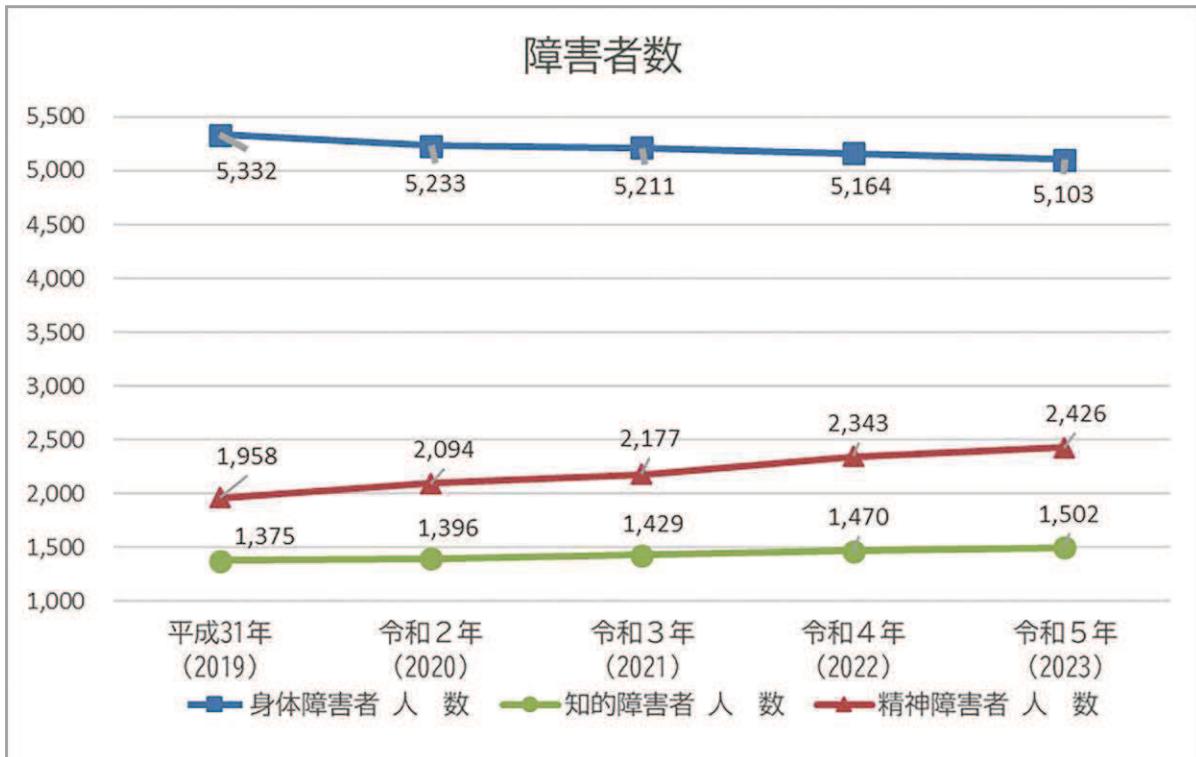
資料： 身体障害者…身体障害者手帳交付台帳登載者数

知的障害者…療育手帳交付台帳登載者数

精神障害者…精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数

注1：人口は各年4月1日現在

注2：障害者数は各年3月31日現在



⑩少子化の状況

5年ごとの18歳未満の人口の割合は、徐々に減少しています。

	総人口	18歳未満合計	18歳未満の割合	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳
平成15年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成20年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364
平成25年	178,407	27,203	15.25%	4,412	4,542	4,431	4,575	4,613	4,630
平成30年	182,658	27,199	14.89%	4,428	4,548	4,446	4,573	4,484	4,720
令和5年	185,483	25,941	13.99%	3,648	4,312	4,499	4,479	4,543	4,460

資料:各年1月1日現在 住民基本台帳人口(法改正により平成25年以降は外国人含)

⑪ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯は減少傾向にあります。

	母子家庭数	父子家庭数
平成31年度	1,688	48
令和2年度	1,682	32
令和3年度	1,563	88
令和4年度	1,525	76
令和5年度	1,453	73

資料:児童育成手当受給者数(各年度末現在)

⑫生活保護の状況

生活保護を受ける世帯は横ばいの傾向ですが、2023(令和5)年度における立川市の保護率は東京都平均値より6.1ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(%)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成31年度	231,216	3,894	284,304	4,967	20.4	27.5
令和2年度	231,969	3,882	282,449	4,891	20.3	27.0
令和3年度	231,839	3,919	280,116	4,894	20.0	26.6
令和4年度	231,538	3,890	277,857	4,797	19.8	26.0
令和5年度	231,027	3,868	275,498	4,734	19.5	25.6

資料：立川市は決算説明資料（年度末現在）

東京都は月報（福祉・衛生行政統計）（年度末月現在）

⑬外国人人口

立川市の外国人人口は増加傾向であり、2020(令和2)年は4,598人、2024(令和6)年は5,464人で、総人口に占める割合は約2.9%です。

	外国人人口	外国人世帯数
令和2年	4,598	2,369
令和3年	4,650	2,466
令和4年	4,723	2,521
令和5年	5,124	2,866
令和6年	5,464	3,155

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



(2)地域を取り巻く環境

<ポイント>

- 医療機関の数は充実していますが、駅周辺に偏る傾向があります。
- 振り込め詐欺の被害件数は40件台と横ばいですが、手口が多様化しています。
- 管理のされていない空家が各地域に一定数確認されています。
- 虐待に関する相談は、高齢者については高止まり、障害者、児童については増加しています。

①地域の状況

	南部西 (富士見・柴 崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙 ・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂 川・泉)	北部西 (上砂・一番 ・西砂)	合計
人口(A)	29,573人	27,968人	26,558人	23,998人	42,599人	32,129人	185,825人
面積(E)	3.07km ²	2.15km ²	3.67km ²	2.57km ²	7.21km ²	5.71km ²	24.36km ²
人口密度 (A/E)	9,632.9 人/km ²	13,008.4 人/km ²	7,236.5 人/km ²	9,337.7 人/km ²	5,908.3 人/km ²	5,626.8 人/km ²	7,628.3 人/km ²
年少人口(0~14歳)(B)	2,907人	2,720人	3,003人	2,621人	5,268人	4,675人	21,194人
年少人口率(B/A)	9.8%	9.7%	11.3%	10.9%	12.4%	14.6%	11.4%
生産年齢人口(15~64歳)(C)	18,612人	18,823人	18,413人	14,385人	26,771人	21,531人	118,535人
生産年齢人口率(C/A)	62.9%	67.3%	69.3%	59.9%	62.8%	67.0%	63.8%
老人人口(65歳以上)(D)	8,054人	6,425人	5,142人	6,992人	10,560人	8,923人	46,096人
老人人口率(D/A)	27.2%	23.0%	19.4%	29.1%	24.8%	27.8%	24.8%
民生委員・児童委員定数	30人	24人	25人	24人	30人	25人	158人
	南部西 (富士見・柴 崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙 ・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂 川・泉)	北部西 (上砂・一番 ・西砂)	合計
都市公園	19	17	18	10	18	17	99
市立保育園	1	1	1	1	1	1	6
私立保育園	7	5	4	5	4	8	33
私立幼稚園	2	2	2	2	2	2	12
市立小学校	3	3	2	2	4	5	19
市立中学校	2	1	1	1	2	2	9
学童保育所	7	5	4	5	8	9	38
児童館	2	2	1	1	1	2	9
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	6
福祉会館	1	0	1	0	1	1	4
学習等供用施設	2	1	1	2	2	3	11
地域学習館	1	1	1	0	2	1	6
図書館	2	1	2	1	1	2	9
福祉相談センター	0	1	0	0	0	2	3
病院	1	3	2	0	2	0	8
小児科のある病院	0	1	1	0	1	0	3
診療所	38	25	47	9	29	9	157
小児科のある診療所	3	4	5	3	7	5	27
歯科診療所	34	18	28	16	18	11	125
認知症対応可能医院	3	2	5	2	3	0	15
老人福祉施設等	16	13	4	7	16	13	69
障害者福祉施設	32	38	22	14	25	14	145

資料：立川市統計年報（令和4年版）、たちかわの福祉（令和6年度版）、関東信越厚生局 保健医療機関施設基準の届出受理医療機関名簿

※人口は令和6年1月1日現在、老人福祉施設等は令和5年10月、病院等は令和6年5月、そのほかは令和6年4月現在

※市の面積は、平成27年3月6日付、国土交通省国土地理院より公表された「全国都道府県市町村別面積」により、24.36km²から

24.36km²になったが、地域別の面積については調整中のため以前の値を掲載

※老人福祉施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）及び居宅介護支援事業所の数

※障害者福祉施設は、「たちかわの福祉（令和6年度版）」掲載の「障害者のための施設等」の数

②立川市における振り込め詐欺の被害件数と被害額

単位:百万円		
	件数	被害額
平成31年	44	101.05
令和2年	35	51.39
令和3年	49	87.8
令和4年	48	117.6
令和5年	45	46

情報提供：立川警察署犯罪抑止総合対策事務局

③立川市における町別の空家の状況

	町名	空家数 (A)	うち特定 空家候補	調査対象 建築物数 (B)	空家率 (A)/(B)
南部西	富士見町	21	2	1,998	1.1%
	柴崎町	18	6	1,940	0.9%
南部東	錦町	13	3	1,621	0.8%
	羽衣町	21	4	1,588	1.3%
中部	曙町	25	5	1,156	2.2%
	高松町	20	4	1,545	1.3%
	緑町	0	0	-	0.0%
北部東	栄町	31	8	2,860	1.1%
	若葉町	14	1	1,782	0.8%
北部中	幸町	24	6	2,323	1.0%
	柏町	5	0	1,353	0.4%
	砂川町	41	9	3,974	1.0%
	泉町	0	0	-	0.0%
北部西	上砂町	35	5	1,262	2.8%
	一番町	25	4	1,944	1.3%
	西砂町	29	5	2,334	1.2%
合計		322	62	27,680	1.2%

資料：立川市空家実態調査報告書(平成30年3月) 住宅課

※空家とは、1年以上居住または管理されていない住宅

※特定空家とは、老朽化等により周囲の住環境の安全を害するおそれのある空家

※国調査(平成25年総務省住宅土地統計調査)によると放置されている空家は、

立川市1.9%、東京都2.1%、全国5.3%となっている。

④高齢者虐待相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	南部西ふじみ	399	186	179	58	82
	南部東はごろも	52	112	242	60	36
	中部たかまつ	45	14	18	3	9
	北部東わかば	177	130	135	114	80
	北部中さいわい	308	255	398	446	376
	北部西かみすな	95	108	28	165	198
	計	1,076	805	1,000	846	781
セ福祉相談センター	にしき	0	0	0	1	0
	かみすな	0	0	0	0	1
	にしすな	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	1
相談受理合計		1,076	805	1,000	847	782

資料：地域包括支援センター業務報告

※相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑤障害者虐待新規相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談件数		11	17	18	17	34

資料：障害者虐待防止センター事業報告

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

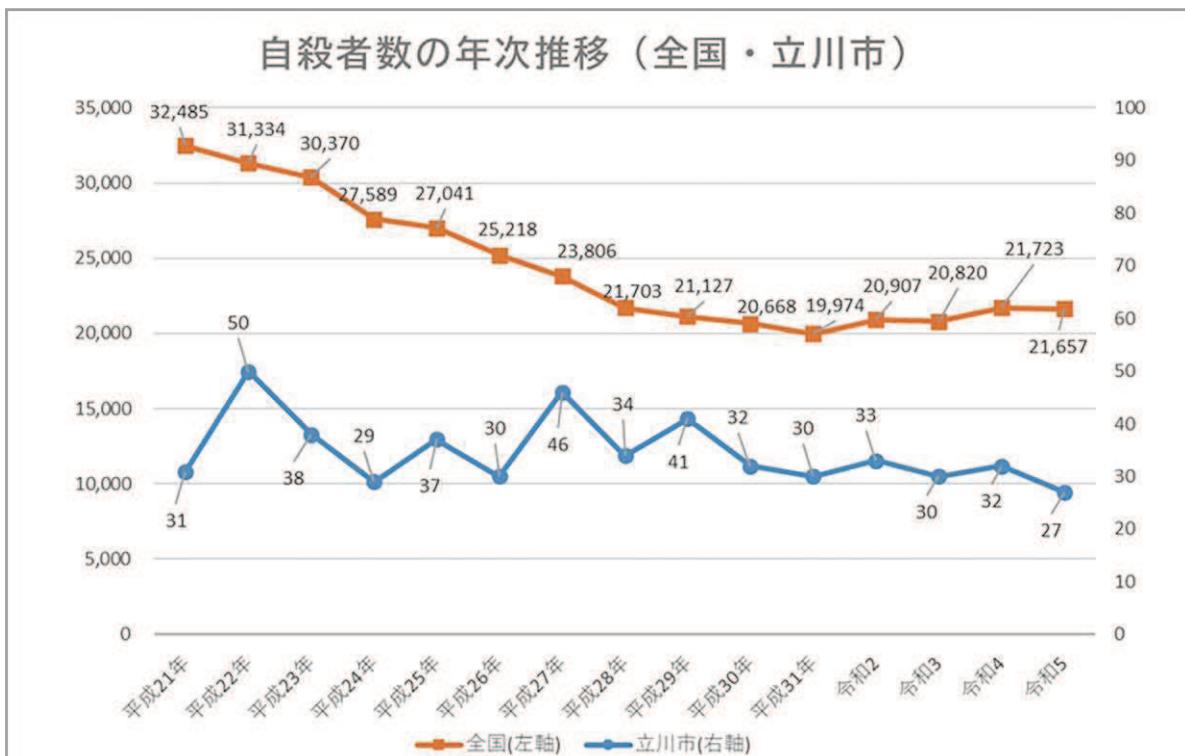
⑥児童虐待新規相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談受理件数		227	368	393	308	317
その他相談受理件数		565	586	529	579	681
新規相談受理合計		792	954	922	887	998
年間活動延回数		11,773	14,374	16,696	15,427	17,302

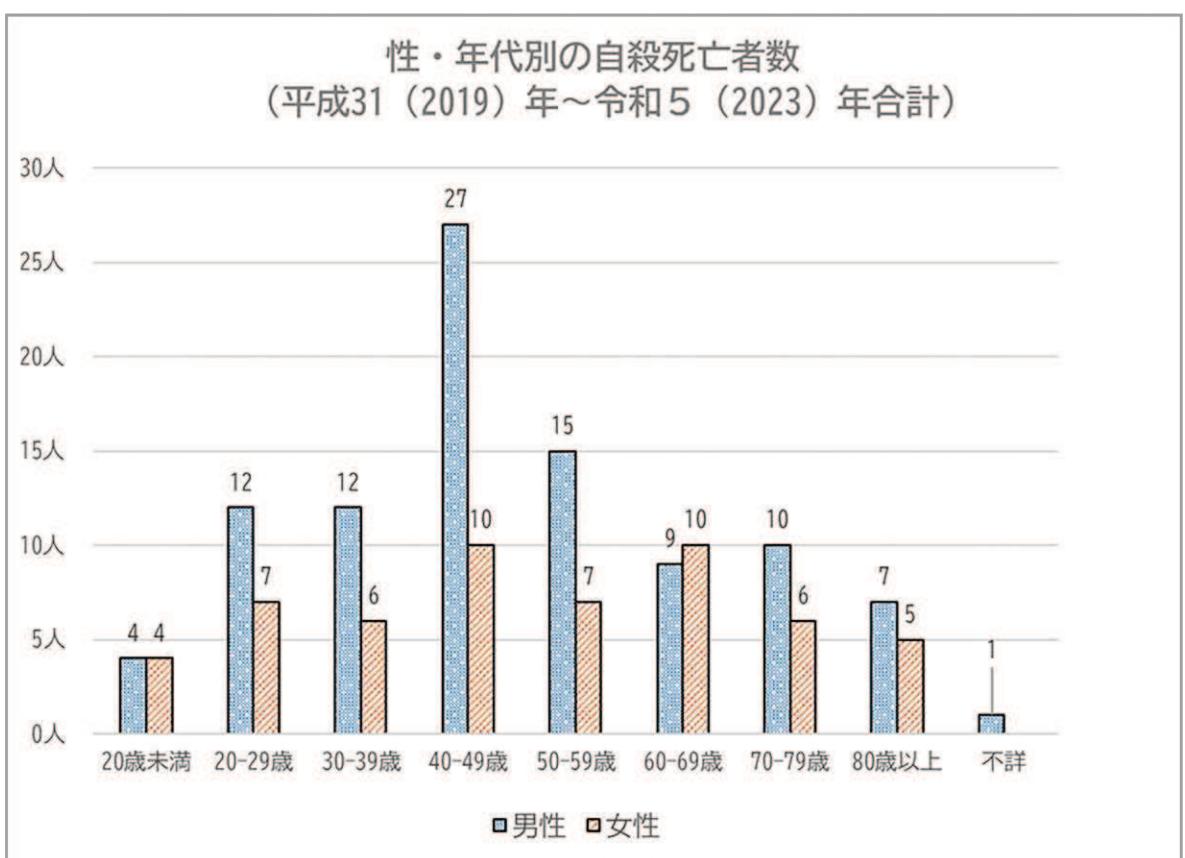
資料：子ども家庭支援センター事業概要

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑦自殺者数、性・年代別自殺死亡者数



出典:厚生労働省 自殺の統計:地域における自殺の基礎資料



出典:厚生労働省 自殺の統計:地域における自殺の基礎資料

(3)地域福祉を支える地域の資源、活動

＜ポイント＞

- 福祉分野をはじめ、様々な分野で多くの市民活動が行われています。
- 自治会や老人クラブへの加入率は、年々減少しています。
- 民生委員・児童委員の役割がますます重要になる一方、定員158人のところ151人(2024(令和6)年3月1日現在)で、充足率は95.6%ですが、民生委員・児童委員の担い手不足の課題もあり、委員一人ひとりへの負担が大きくなっています。
- 社会福祉協議会は「地域福祉の推進役」として市と連携し、様々な市民活動の推進や相談・支援事業に取り組んでいます。
- 市内には、30法人・80か所(2024(令和6)年12月末現在)の社会福祉法人が運営している施設があり、社会福祉事業を展開するとともに、地域における公益的な取組みを行っています。

①市民活動

- 1)「ボランティア・市民活動センターたちかわ」に登録している団体は、以下の7分野で約150あり、それぞれ多彩な活動が行われています。
 - (ア) 障害のある人や高齢者、医療に関するグループ
 - (イ) 子どもや子育てに関するグループ
 - (ウ) 環境に関するグループ
 - (エ) 文化・スポーツに関するグループ
 - (オ) 多文化共生に関するグループ
 - (カ) 地域づくり・まちづくりに関するグループ
 - (キ) いろいろな相談事業に関するグループ

※登録団体の情報は「たちかわまちねっとWeb」でご覧になれます。

(<https://machinet-tachikawa.org/>)

- 2)立川市内の特定非営利活動法人(以下「NPO法人」とする)は、「連絡・助言・援助」を除くと「保健・医療・福祉」が67.0%で多く、次いで「社会教育」が55.7%となっています。特に「保健・医療・福祉」については、東京都や国の構成比より高い割合となっています。このほかの福祉関係の活動では、「子どもの健全育成」が43.2%となって

います。NPO法人やボランティアは、特定の目的を持って活動し、その活動内容も多様で、且つ機能的であり、地域福祉の担い手としても注目されています。一般的にはNPO法人の活動は地域との接点が必ずしも強くはありませんが、地域住民や団体と地域の課題に応じて連携することで大きな力となることが期待されます。また、趣味活動や学習活動を行う団体が、その成果を地域へ還元し、地域生活課題の解決へ向けた活動につなげると、目的を共有した多様な主体が参加するスケールメリットにより地域力が向上するという期待もあります。

NPO法人の状況

分 野	立川市		東京都		国	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
1. 保健・医療・福祉	59	67.0%	4,469	50.7%	32,420	65.8%
2. 社会教育	49	55.7%	5,137	58.3%	27,820	56.5%
3. まちづくり	35	39.8%	2,897	32.9%	25,002	50.7%
4. 観光	0	0.0%	405	4.6%	3,810	7.7%
5. 農山漁村・中山間地域	1	1.1%	251	2.8%	3,226	6.5%
6. 学術・文化・スポーツ	31	35.2%	3,673	41.7%	20,495	41.6%
7. 環境の保全	19	21.6%	2,018	22.9%	14,862	30.2%
8. 災害救援	8	9.1%	704	8.0%	4,842	9.8%
9. 地域安全	12	13.6%	974	11.0%	7,152	14.5%
10. 人権・平和	19	21.6%	1,716	19.5%	10,114	20.5%
11. 国際協力	21	23.9%	2,734	31.0%	10,601	21.5%
12. 男女共同参画社会	8	9.1%	882	10.0%	5,395	10.9%
13. 子どもの健全育成	38	43.2%	4,119	46.7%	27,408	55.6%
14. 情報化社会	7	8.0%	1,530	17.4%	6,447	13.1%
15. 科学技術の振興	5	5.7%	702	8.0%	3,061	6.2%
16. 経済活動の活性化	9	10.2%	1,557	17.7%	10,129	20.6%
17. 職業能力・雇用機会	19	21.6%	2,054	23.3%	14,447	29.3%
18. 消費者の保護	3	3.4%	570	6.5%	3,319	6.7%
19. 連絡・助言・援助	66	75.0%	5,812	65.9%	26,954	54.7%
20. 条例指定	0	0.0%	14	0.2%	386	0.8%
計	88	100.0%	8,816	100.0%	49,271	100.0%

資料：内閣府NPO法人情報検索サイト（令和6年6月） 注：NPO法人は、複数の分野に重複掲載しています。

②自治会

自治会は、地縁に基づいた組織で、全国的に組織率の低下が見られますが、市民の生活を側面から支える重要な役割を担う団体です。立川市内には、179の自治会（2023(令和5)年4月現在）が活動しています。

自治会加入世帯は減少傾向で、自治会加入率は40%以下になり減少が続いています。

自治会は地域住民により自主的に結成された、地域の暮らしを支えるもっとも身近

な組織であり、(ア)防災訓練、地域防犯講習会等の防災、防犯、交通に関する活動(イ)健康フェア、日本赤十字社、立川市社会福祉協議会、赤い羽根、歳末たすけあい、障害者後援会等福祉関係団体への協力等の福祉の問題に関する活動(ウ)運動会、文化祭、お祭り、盆踊り等の体育、文化、教養、レクリエーションに関する活動(エ)資源回収や公園清掃等の環境衛生に関する活動(オ)官公庁、小中学校、各種団体との連絡調整、各種回覧、書類の配布協力等の広報に関する活動などを行っています。

自治会数、加入世帯数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	181	181	180	179	179
加入世帯数	37,010	36,188	35,932	35,056	33,017
自治会加入率 (%)	46.7%	39.2%	38.5%	37.0%	35.2%

資料：市民協働課 各年度4月現在

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで市民の立場に立って相談に対する情報提供や行政機関への連絡・協力、支援活動を行うとともに、必要に応じて市民の生活状況を把握するなど、地域の様々な活動を行っており、地域福祉を推進する上で重要な存在となっています。

立川市では、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民生委員(2019(令和元)年12月現在、定員158人で児童福祉法により児童委員を兼務する)が6つの地区民生委員・児童委員協議会を組織して活動しています(地域包括支援センターはこのエリアにあわせています)。なお、児童福祉について専門的に担当する主任児童委員が各地区に2人配置され、区域担当の民生委員・児童委員の活動に協力して児童福祉活動を推進する重要な役割を担っています。また、各地区の民生委員・児童委員協議会には、民生委員活動を支援する「民生児童委員協力員」が配置されています。

民生委員・児童委員の相談・支援件数や訪問回数等はコロナ禍もあり減少傾向ですが、行政や関係機関からの依頼事項が活動の大きな割合を占め、個別相談活動への対応が課題となっています。

民生委員・児童委員の相談・支援、活動、訪問、連絡調整の件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援件数	3,270	2,993	3,447	2,623	2,079
活動日数	25,072	19,297	22,183	22,374	22,382
訪問回数	33,613	18,289	17,513	31,072	18,114
連絡調整回数	9,729	8,564	9,145	8,862	8,406

資料：地域福祉課

④老人クラブ

老人クラブは、老人福祉法で高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけられ、地域の高齢者が、生きがいと健康づくりのために、老人クラブという仲間づくりを行い、相互に支えあい、社会貢献の活動等を行っています。2023(令和5)年4月1日現在で78の老人クラブ(会員数は5,287人)があり、健康増進活動や生きがいを高める活動のほか、友愛訪問や地域清掃といった社会奉仕活動等を行っています。歩け歩け運動や子どもたちとの交流、福祉施設への訪問等を実施しているところもあります。

団体数、加入率ともに減少傾向となっています。

老人クラブ 団体数、加入者数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数(団体)	87	85	81	77	78
加入人数(人)	6,461	6,236	5,786	5,479	5,287
60歳以上人口(人)	54,032	54,494	54,876	55,337	55,893
加入率(%)	11.96%	11.44%	10.54%	9.90%	9.46%

資料：福祉総務課、住民基本台帳 各年度4月1日現在

⑤社会福祉法人の活動

社会福祉法人は、社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人を言います。立川市内には30法人・80施設(2024(令和6)年12月末現在)があります。

社会福祉法の改正により、これまで以上に社会福祉法人は、その高い公益性から、

地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性や創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められるようになりました。それに伴い、立川市では2015(平成27)年から立川市地域貢献活動推進ネットワーク(通称:ふくしネットたちかわ)を組織し、市内すべての社会福祉法人および施設が参画し、地域における公益的な取組みを推進しています。

具体的には、市内全域のネットワークを活かした「フードバンクの取組」や「参加支援の取組」などを行うとともに、「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」を各施設と立川市が締結しています。また、日常生活圏域ごとのネットワークも重視しており、地域懇談会や小地域ごとの地域公益活動を推進しています。

⑥立川市地域見守りネットワーク事業協定締結団体の活動

子どもから高齢者まで全ての市民が地域で孤立することなく安心して暮らせるために「地域見守りネットワーク事業」を推進しており、住民の方々や市内の活動団体及び事業者のみなさんから、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市に連絡し、安否確認など適切な支援につなげています。協定締結団体は、ライフライン事業者、医療機関、金融機関、地域関連団体、事業者等、113団体(2025(令和7)年3月末現在)と年々増え、民間事業者をはじめ多くの団体が協力しています。



(4)立川市の現状、課題、強み

立川市は、公共機関や商業施設の発展が著しい駅周辺の地域、玉川上水や緑豊かな風土を保つ地域など、市内でもそれぞれの地域における特徴、強み、課題があります。

このような状況を把握し、計画策定に反映するために、以下の通り、複数の調査機会を設けました。

- ・地域福祉に関するアンケート調査(実施:立川市)
- ・地域福祉ウォッチャー調査(実施:立川市)
- ・富士見町地域懇談会
- ・地域福祉アンテナショップ活動報告会
- ・専門職と市民活動団体へのヒアリング
- ・その他のネットワーク会議等

※各調査の概要はP.62以降に掲載



これらの調査結果から次のようなことが浮かび上がりました。

●現状・課題●

【相談したくても、

相談先がわからない】

- よろず相談ができる場所が近くにない
- 相談先が分かりにくい
- 気軽に相談できない
- 家族や親族に頼れない

【活動の担い手が不足している】

- 地域活動に参加するきっかけが少ない
- 活動のための人材・資金・場所が不足している
- 地縁団体の加入率が低下している
- 新しい活動の立ち上げが難しい

【地域活動に参加する機会が少ない】

- 歩いて行ける範囲に地域福祉アンテナショップが少ない
- 地域福祉アンテナショップ・地域福祉コーディネーターの認知度が低い

【人との関わりが薄い】

- 新しい人と出会う機会が少ない
- 好きなこと・得意なことを活かす場が少ない
- 企業や事業所との協働が必要
- 災害時に備えて平時からできる取組みが分からず

●強み●

- 市民活動が盛んである
- 課題に積極的に取り組む人が多い
- 在住市民以外も立川を居場所としている
- 世代間交流が行われている
- 駅前を中心に商業施設が多い
- 文化芸術に長けている
- 地域の伝統的なお祭りがある
- 自然が豊か

また、今後の地域福祉活動の推進に向け、市民や地域団体、市民活動グループ、事業所や関係機関が関わる具体的な取組みとして、下記のような多様なアイデアが出されました。

●今後の取組みアイデア●

【誰もが相談しあえるまち】

- 相談のハードルを下げる
- どこの窓口に行っても相談を受けてもらえる
- 相談できる場所をまちのあちこちに増やす
- IT活用の可能性を検討する

【新しいつながりが広がるまち】

- 歩いて行ける範囲にふらっと立ち寄れる場所をつくる
- テーマ別の活動を展開する
- 様々な媒体を活用して地域福祉アンテナショップを周知する
- 人・団体の横のつながりをつくる

【支える人を支えるまち】

- 活動の魅力を発信する
- 全世代が地域活動に参加しやすくする
- 同じ悩みを持つ人同士が想いを共有できるようなつながりを支える
- 「多様なはたらき(仮)」※を検討する

【多様なつながりを活かせるまち】

- 好きなこと・得意なことを地域活動につなげる
- 企業や教育機関と連携する
- つながり方の選択肢を増やす
- 多様なスタイルの防災活動を実施する

※多様なはたらき(仮)：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会

第2節 計画の理念

1 理念



ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～

立川あいあいプランの理念は、これまで下記のように定められてきました。

第1次立川あいあいプラン21(1994(平成6)年度～2003(平成15)年度)

みんなでつくろう心ゆたかに生きるまち「立川」

第2次立川あいあいプラン21(2005(平成17)年度～2009(平成21)年度)

誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」

第3次立川あいあいプラン21(2010(平成22)年度～2014(平成26)年度)

誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」

第4次立川あいあいプラン21(2015(平成27)年度～2019(令和元)年度)

誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川

第5次立川あいあいプラン21(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)

誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川

表現の仕方は異なりますが、立川あいあいプランでは、市民一人ひとりが尊厳を持ち、豊かに生きていけるまちになることを理念としてきました。第6次立川あいあいプランでは、初めて立川市地域福祉計画と共に理念を掲げることとし、具体的な表現について、策定委員会の中で議論を積み重ねてきました。

これまで、「みんな」や「誰もが」という表現を使ってきましたが、本計画では、市民「一人ひとり」が主人公となり、得意なことや強みを「活かせる」活躍や出番の機会があるまちを目指していきます。

また、地域のつながりによる見守りや支えあいが進むとともに、関わりを持ちたい時には受け入れてくれる場所があり、一人になりたい時には、落ち着いた環境に身を置けるような、多様な「やさしいつながり」のあるまちを目指していきます。

2 目標

目標1:誰もが相談しあえるまち

目標2:新しいつながりが広がるまち

目標3:支える人を支えるまち

目標4:多様なつながりを活かせるまち

本計画の理念である「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川～やさしいつながりのあるまちをつくる～」の実現のため、具体的に4つの目標とするまちを定めました。

目標1:「誰もが相談しあえるまち」

困り事や悩み事、ちょっと誰かに相談したいことがある時に、利用しやすい専門機関があり、住民同士が気軽に相談しあうこともできるまち

目標2:「新しいつながりが広がるまち」

誰かとつながりたいと思ったときに、つながれる「場」や機会が多様にあるまち

目標3:「支える人を支えるまち」

地域活動や市民活動、住民同士の支えあい活動をしている人や、団体を様々な側面から支えることができるまち

目標4:「多様なつながりを活かせるまち」

他の目標を支える地域の基盤として、人、団体、機関、活動が相互につながり、新たな広がりが生まれるまち

各目標には、より具体的な取組みとして5つの重点推進事項が定められており、各重点推進事項には、合わせて18の推進事項が連なっています。

3 計画の体系



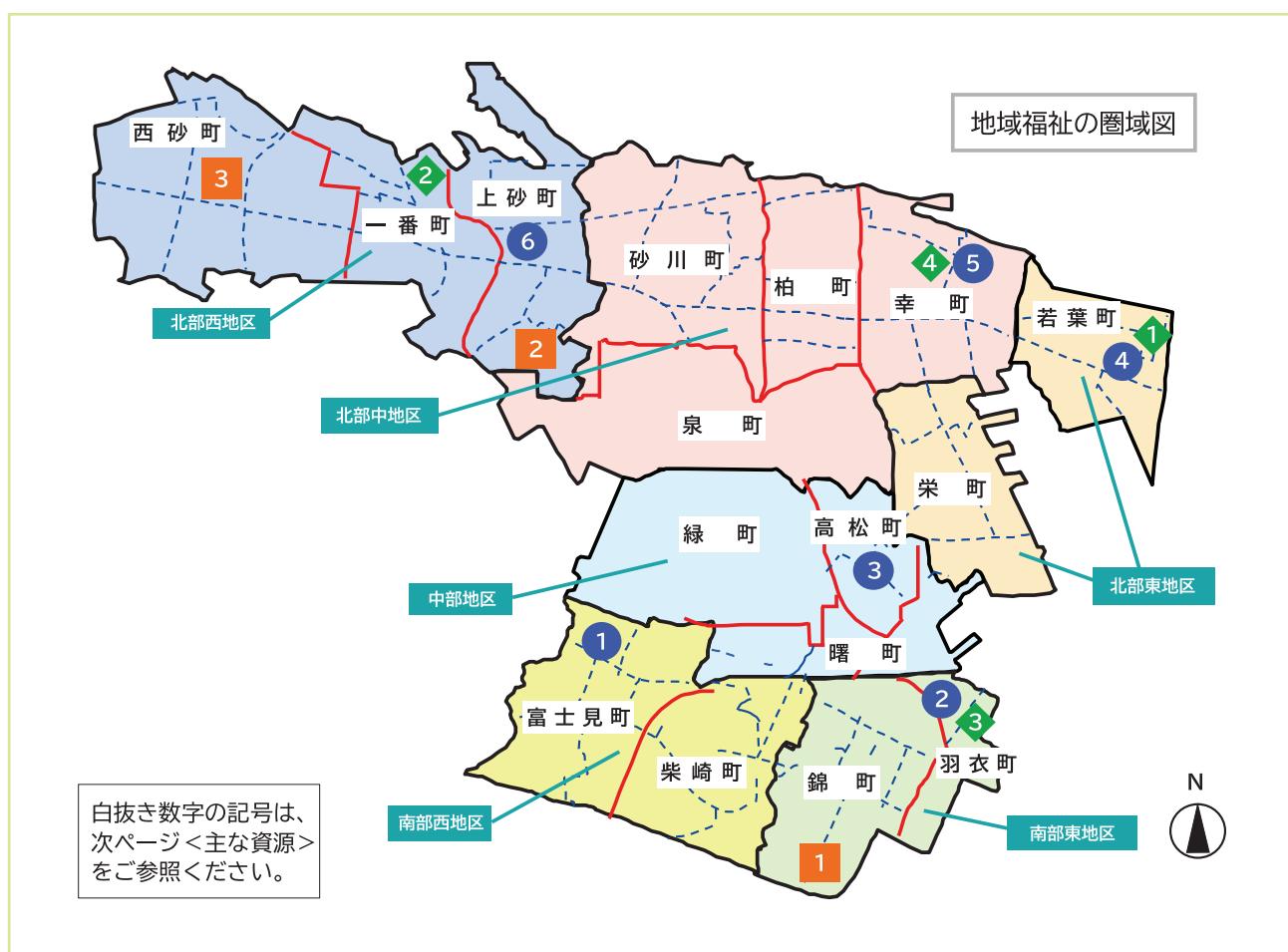
第2章 目標達成のための推進事項



第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

立川市では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域を、地域の特性などにより区分し、中規模な地域福祉活動の基礎単位を6圏域としています。

日常生活圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉の推進を進めるにあたり、効果的な連携体制をとることができます。



＜6つの日常生活圏域＞

- 1 南部西地区(富士見町・柴崎町)
- 2 南部東地区(錦町・羽衣町)
- 3 中部地区(曙町・高松町・緑町)
- 4 北部東地区(栄町・若葉町)
- 5 北部中地区(幸町・柏町・砂川町・泉町)
- 6 北部西地区(上砂町・一番町・西砂町)

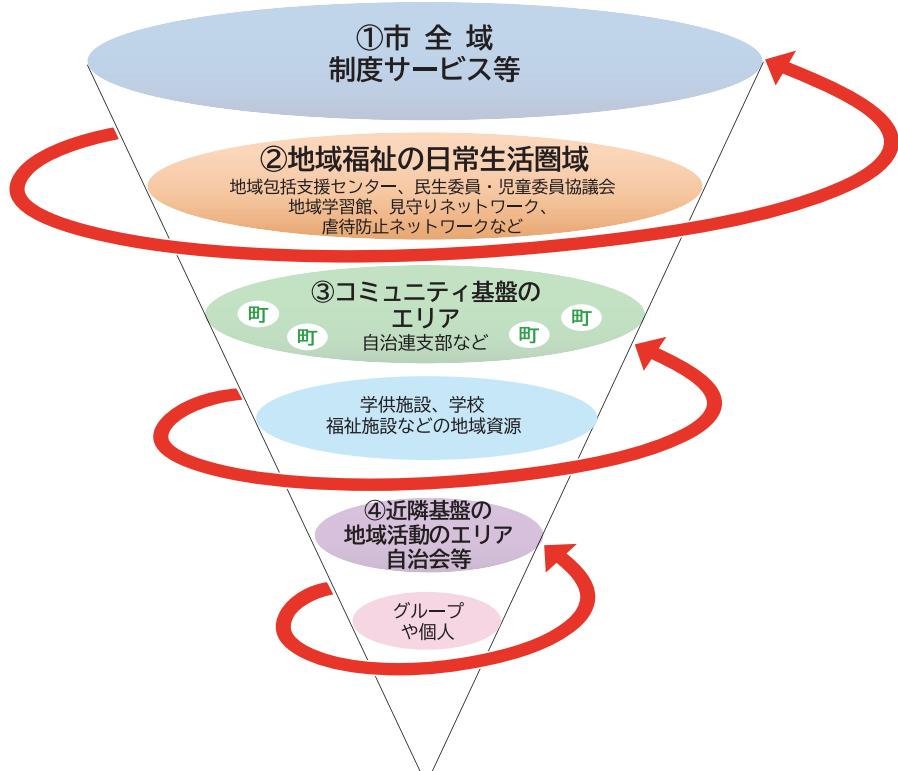
地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会のエリアに一致させています。

＜主な資源＞

- ① 南部西ふじみ地域包括支援センター
- ② 南部東はごろも地域包括支援センター
- ③ 中部たかまつ地域包括支援センター
- ④ 北部東わかば地域包括支援センター
- ⑤ 北部中さいわい地域包括支援センター
- ⑥ 北部西かみすな地域包括支援センター
- ① にしき福祉相談センター
- ② かみすな福祉相談センター
- ③ にしそな福祉相談センター
- ④ 地域福祉アンテナショップ B A S E ☆ 2 9 8
- ④ 地域福祉アンテナショップ にこにこサロン
- ④ 地域福祉アンテナショップ はねきんのいえ
- ④ 地域福祉アンテナショップ スマイルキッチン

地域福祉の圏域と主な資源

エリアの範囲	内容	主な資源や組織
① 市全域	市の基本的な行政サービスが及ぶ範囲で市内全域	市役所、総合福祉センター、立川市子育て支援・保健センター(はぐくるりん)、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、自立支援協議会等
② 地域福祉の日常生活圏域	地域の包括的ケアのネットワークづくりを進めるエリア。 6つのエリアが含まれます。	地域包括支援センター、福祉施設、民生委員・児童委員地区協議会、地域学習館、子ども支援ネットワーク、地域福祉アンテナショップ等
③ コミュニティ基盤のエリア	町を構成要素とした自治会連合会支部のエリア。 12のエリアがあります。	自治会連合会各支部、小中学校、学習等供用施設、青少健、PTA等
④ 近隣基盤の地域活動のエリア	地域における自主的な活動が行われるエリアですが、自治会、老人会、商店会、ボランティア団体等さまざまな活動が行われています。さらにこの中には、自治会の班や近所づきあいなど近隣基盤の関係が含まれます。	自治会、老人会、ボランティアグループ、支えあいサロン、集会所等



地域福祉の圏域の重層的イメージ

第2節 重点推進事項

重点推進事項は、理念および目標を実現するために本計画において重点的に推進していく事項のことです。それぞれの重点推進事項には、より具体的な推進事項と詳細な取組みが連なっています。本計画においては、理念から取組みまでが階層構造になっており、計画全体を評価する際には、重点推進事項を基準として評価していきます。

1 身近に相談できる体制づくり

前計画では、「まるごと相談支援」として、多様で複雑な困り事に寄り添い、相談支援包括化推進員と協働し、行政や専門機関と連携を図っていくことを3つの重点推進事項のひとつとしていました。本計画では、専門機関の機能充実とともに、専門機関等への相談に限らず、まちの様々な場所で地域住民同士が相談し合える体制づくりを目指します。

専門機関は、複雑化・多様化している地域生活課題に対して、単独の機関だけでは解決が難しくなってきています。そのため、専門機関同士および本人も含めたチーム支援の充実を図ります。最初に相談を受けた専門機関は、困り事を受け止められるような体制をつくります。

また、窓口で相談することのハードルを下げるため、身近な場所への出張相談を行ったり、地域住民同士による相談を支えたりしていきます。

地域住民は、悩みや生きがいを話せる人や機会を見つけ、地域住民相互のつながりの場を活かし、必要に応じて相談を専門機関等につないでいきます。

【コラム】通いなれた場所での身近な相談

地域では様々な場で専門職による相談会が実施されています。「介護に関する相談をしたいが、相談窓口まで行くことは難しい」「窓口に行くまでもないが、少し話したいことがある」など、住民の声にこたえた機会になっています。

例えば団地内にある図書館で実施した相談会には、「地域包括支援センターの窓口まで行くことは負担に感じるが、行き慣れた図書館だったから、少し立ち寄る気持ちになった」などの感想が寄せられました。今後も地域の方々と協働しながら、地域の中で住民同士も気軽に相談しあえる地域づくりを行っていきます。

2 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

前計画では、「地域福祉コーディネーターの活動強化」を3つの重点推進事項のひとつとしていました。2007(平成19)年度に都内で初めて立川市に地域福祉コーディネーターが配置されてから18年が経過しました。この間、地域福祉コーディネーターは地域の様々な団体(自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等)や関係機関とネットワークを構築し、ともに地域活動を展開してきました。また、地域生活課題の早期発見に努め、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、住民による地域生活課題の解決を支援してきました。

本計画では、引き続き、地域住民の困り事や興味・関心事を集め、多様な人の活躍の機会や地域活動を支えていきます。また、各地域の地域生活課題を市全体の課題や施策に引き上げていきます。中長期的な見通しを持って、狭義の福祉領域にとらわれず、協働のまちづくりを進めていきます。

地域福祉コーディネーターの役割

1. 地域生活課題の早期発見・対応
2. 制度やサービスの狭間の声を集める
3. 地域の課題解決力を高める住民福祉活動の推進
4. 多様な居場所と活躍の機会を創出する
5. 狹義の福祉領域にとらわれず、協働のまちづくりを進める
6. 日常生活圏域の課題を市全体の課題や施策に引き上げる
7. 中長期的な見通しにたった地域づくり

【コラム】高校生とつくる地域活動

地域福祉コーディネーターは、高校生と地域活動団体による懇談会を実施しています。学生が地域で活躍できることについて検討を重ね、地域イベントへの参加や、地域住民向けの講座の企画などをしました。学生にとって企画の準備・運営の経験は大きな自信となっています。「学校や家庭では出会うことが少ない人と関わることができた」「視野が広がった」という声も寄せられました。また、地域の方からは「学生の意見が活動の発展につながった」「地域の担い手が固定化しているが人材不足解消の一助となった」などの声がありました。両者にとって嬉しいご縁が生まれ、地域の活性化にもつながっています。



3 「地域福祉アンテナショップ」の拡充

前計画では「地域福祉アンテナショップの設置」として、身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場を広げることを3つの重点推進事項のひとつとしていました。地域にある公共施設の空き部屋や民間の空きスペース等を活用し、それぞれに特徴のある複数の地域福祉アンテナショップが住民主体で運営されています。

本計画では、地域福祉アンテナショップの増設とともに、地域福祉アンテナショップ間で「ヒト・モノ・情報」が行き交うしくみを強化することで各拠点の充実を図り、さらに地域福祉アンテナショップ周辺にいろいろなコミュニティが生まれることを目指します。

自分らしく役割を発揮でき、支える側にも支えられる側にもなり得る、「やさしいつながり」が広がるまちの拠点となるよう運営支援を行います。

また、より多くの市民が参加できるよう、地域福祉アンテナショップのあり方についても検討していきます。

「地域福祉アンテナショップ」の名前の由来

立川市第4次地域福祉計画と第5次地域福祉市民活動計画の策定作業時に開催した地域懇談会の場で、参加者から立川駅南口にあった「農産物直売所と姉妹都市アンテナショップ」を例示され、「通りに開かれていて、誰に対しても歓迎ムードがあり、ふらりと入りやすい」という趣旨で提案がありました。「広く地域にアンテナを巡らせる拠点」というイメージを持ってもらいやすいため、「地域福祉アンテナショップ」に決定しました。

「地域福祉アンテナショップ」では、地域住民等に交流や相談、居場所等を提供し「全部型」は概ね1週間あたり2日以上かつ1日あたり3時間以上、「協働型」は概ね1か月当たり2日以上の活動を行います。

【コラム】地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」

「BASE☆298」は、100円以上を寄付するとキャスト(ボランティア)がお礼に飲み物を提供するカフェ形式の居場所です。キャストはシフト制で「家では一人なので誰とも話さないけど、ここに来るとおしゃべりができるっても楽しい」と高齢者の活躍の場にもなっています。また「カフェで働いてみたいけど不安がある」という若者の体験の場にもなっていて、優しくて世話好きなキャストとここに訪れる方々が、とても温かく迎えています。頻繁にイベントも開催され、多彩な方たちが活動の成果を発表し、交流が広がっています。大人も子どもも集える、楽しいと思うことを一緒に考え、やってみることができる居場所となっています。



【コラム】地域福祉アンテナショップ「スマイルキッチン」

スマイルキッチンで実施している活動のひとつに、手軽に抹茶を楽しむことができる「お茶の会」があります。この活動は、「高齢になっても人の役に立ちたい」と話されている地域住民の方の相談から始まりました。初めは高齢の方が中心に集まっていましたが、現在は、不登校の子どもが立ち寄り、抹茶を飲んで帰るなどの交流も生まれています。活動しているメンバーからは、「良いコミュニティになっているのは参加してくださる地域の皆さんのおかげ。若い方がお茶に興味を持ってくれるのも嬉しい」との声があがっています。



4 地域活動の担い手支援

人口減少社会において、地域活動の担い手も減少していくことが予想されます。「私もできそう」と行動に移して、ともに活動することができる人や機関を発掘し、協働の機会を増やしていく必要があります。

地域活動団体や地域住民等の活動が持続可能となるよう、団体等と意見交換をしながら、支援する人を支援していく取組みを進めます。

さらに、誰もが役割と出番を持ち活躍できるよう、従来の「ボランティア」の枠に捉われない多様な参加の機会やきっかけを創造していきます。特に、社会に踏み出す一步を応援するため、雇用を目指した就労支援やボランティア活動でもない、「多様なはたらき(仮)」の仕組みを地域住民と協働して検討していきます。

【コラム】ふくしネットたちかわによる社会参加支援

市内社会福祉法人の地域貢献活動推進ネットワークである「ふくしネットたちかわ」では、社会的に孤立している方へ、社会参加や職業体験の機会を提供しています。「施設内の清掃活動」など、「これならできそう」という、挑戦の第一歩となるような活動です。見学、面談、体験を行いながら希望者にあった内容に調整しています。例えば、ひきこもりがちで昼夜逆転していた方が、活動をきっかけに同法人内で、就労につながった例もあります。活動を通し、自分の得意なことを見つけていくことで、当初の目標であった「生活リズムを整える」だけでなく、「働いてみたい」という新たな目標に向け前向きに活躍されています。



5 つながり・支えあいの充実

「身边に相談できる体制づくり」「地域福祉コーディネーターによる地域活動支援」「地域福祉アンテナショップの拡充」「地域活動の担い手支援」を支える重点推進事項として、様々な形態のつながり・支えあいを充実させていきます。

学校における福祉教育や地域での市民学習の実施、ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりや市民活動団体への運営支援を行い、全世代が生涯を通じて地域社会に関われることを目指します。

また、福祉領域に限らない多様な団体等とのネットワークを強化することにより、「おいしい・たのしい・うれしい」といった気軽に集える機会を創出し、参加者の裾野を広げます。

つながりたいときにはつながることができる「やさしいつながり」のあるまちを目指し、バックグラウンドを明かさなくても「歓迎される」「感謝される」「ただそこに居るだけでもいい」安心できる居場所づくりや、ＩＣＴを活用したつながり等、様々なつながり・支えあいを具現化していきます。

【コラム】地域防災学習会

ある日突然やってくる自然災害に備え、日頃からどういう心構えをしておくべきか、市民活動団体である「立川災害ボランティアネット」と協働して学習会を開催しています。一口に“有事の備え”と言っても、何が必要かは人それぞれです。例えば、「マンション防災」では、エレベーター停止時を想定した飲用水・食料品の確保、水洗トイレの注意点等、集合住宅ならではのポイントについて学びました。他にも「ペット防災」「子育て防災」等、さまざまなテーマ・視点から防災と向き合いながら、ご近所同士のつながり・助け合いの大切さについても伝え続けています。



ペット防災チームが地域の避難所運営訓練に参加し、校庭が定位置となるペットの処遇について周知・啓発

【コラム】ご近所の輪も広げた「立川市民科」

市内小中学校では地域に根ざした探究的な学習を通し、主体的に考え方行動できる市民を育成する「立川市民科」の授業が行われています。とある市内小学5年生の「立川市民科」では、大学の先生や若者支援団体、地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの話から、「地域のつながりの希薄化」に対して、自分たちに何ができるか考え、住民同士が交流する「地域交流会」を企画しました。児童からの誘いにこたえたご近所の方や地域でサロン活動をしている方など、延べ65名が学校に足を運び、楽しい時間を過ごしました。

交流会参加者からはお礼の手紙が届いたり、「まちで見かけたら声をかけてね」と感想が寄せられたりしました。小学校周辺のご近所で顔なじみの関係が広がりました。



【5つの重点推進事項のつながりのイメージ】

①～⑤の5つの重点推進事項のうち、①と⑤が土台、②・③・④が核となり、それぞれが好循環することをハンバーガーの具材のようにイメージしました。
また、市・社会福祉協議会(社協)・地域住民それぞれが取り組むことを記載しました。



受け止める



① ★身近に相談できる体制づくり

市：制度の狭間や複雑化・複合化した相談も受け止め、専門職等によるチーム支援により解決を図る仕組みを充実させ、相談機能の向上を目指します。

社協：相談することへの敷居を低くする仕組みを作ります。

地域住民：お互いよき聞き手・理解者となり、必要に応じて専門機関に相談してみましょう。

つながる



② ★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

市：地域共生社会の実現を目指し、地域福祉コーディネーターを配置し地域活動支援を強化します。

社協：地域住民の困り事や興味・関心事を集め、多様な人が活躍できる機会を支えていきます。

地域住民：「困っている事・人」「力を貸してくれる人・活用できるもの」などを地域福祉コーディネーターに伝えてみましょう。



つながる

③ ★地域活動の担い手支援

市：「自助・互助・共助・公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。

社協：「ボランティア」や「地域活動」の発展に加え「多様なはたらき(仮)※裏面参照」の仕組みを検討します。

地域住民：地域活動の報告やアピールをし、誘い合って仲間を増やしていきましょう。



つながる

④ ★「地域福祉アンテナショップ」の拡充

市：身近な場所でふらっと立ち寄れる地域福祉アンテナショップを増設します。

社協：「やさしいつながりが広がるまち」の拠点となるよう運営を支援します。

地域住民：地域福祉アンテナショップへ行ってみて、自分や団体のできること・アイデアを考えてみましょう。

つながり・支えあいの充実

市：地域で互いに気にかけあう関係性の構築や、地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実を目指し取り組みます。

社協：福祉に限らない多様な団体等とのネットワークを強化し、全世代が生涯を通じ地域社会に関わるよう支えていきます。

地域住民：自分たちのできることをいろいろな場で活かし、発信してみましょう。



支える

第3節 推進事項

目標1 誰もが相談しあえるまち

課題

相談したくても相談先がわからない

重点推進事項 身近に相談できる体制づくり



推進事項	取組み
多機関による チーム支援の充実	地域団体への各相談窓口に関する普及啓発 多様な組織・団体・専門職等が参加する 機会の充実
各種相談支援機関による包括的相談機 能の強化	相談の受けとめと多機関協働の共通理解 の普及 本人と協働した支援体制づくりの実践
相談することへの敷居を低くする仕組 みづくり	地域住民が地域住民に気軽に相談できる 環境の整備 各相談窓口の出張相談会の実施
権利擁護・意思決定支援の理念と制度 の普及	権利擁護の地域連携ネットワークの充実 市民参画による権利擁護の推進
生活困窮者を早期に把握する仕組みづ くり	生活困窮者自立支援制度を中心とした総 合相談支援の実施 フォーマルサポートとインフォーマルサ ポートの連携強化

○地域福祉アンテナショップ「にこにこサロン」かみすな包括出張所

高齢化の進む団地が立ち並ぶエリアにある地域福祉アンテナショップ「にこにこサロン」に、介護保険や終活等について気軽に相談できる機会として地域包括支援センターのスタッフが出張しています。

介護予防のために、脳トレドリルにチャレンジしたり、ミニ講座が催されたりもしています。ちょこっとボランティアの方が特技を活かして講師役を務めた折り紙講座は大盛況でした。

かみすな包括出張所の評判は、近隣住民を中心に、口コミで広がり始めています。困りごとを小さな芽のうちに発見したり、地域でお互いに助け合う場にもなっています。



内容

地域にどんな相談窓口があり、どんな相談ができるのかを地域団体に周知します。

様々な課題に対し取り組むチームの連携を進めるため、連絡会や研修等で話し合いながら顔の見える関係をつくります。

相談がたらい回しにならないような初期対応を目指し、各分野の支援機関が、連携について共通した認識を持てるようにします。

本人の意思決定を支え、本人とともに歩んでいくように、課題解決のアプローチと伴走支援を両輪で進めます。

困りごと等を専門の相談窓口だけではなく、地域福祉アンテナショップなどで地域住民が地域住民に気軽に相談できる環境を整備します。

専門職に相談できる場を地域の既存の居場所につくります。

成年後見制度に関する普及啓発・利用促進、相談機能の充実、関係機関・金融機関との連携を行います。

市民が権利擁護に参加する仕組みを充実させ、市民後見人や日常生活自立支援制度、法人後見等での活躍の場を広げ、育成を行います。

「生活困窮者自立支援事業」「生活福祉資金貸付事業」「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、ワンストップで支援します。

地域団体等と連携し、相談者が必要とする多様な支援を受けられるようにします。

目標2 新しいつながりが広がるまち

課題

地域活動に参加する機会が少ない

重点推進事項

地域福祉コーディネーターによる
地域活動支援

「地域福祉アンテナショップ」の拡充



推進事項	取組み
市民主体による地域活動の強化	日常生活圏域ごとの地域活動の強化
	地域福祉コーディネーターの活用の推進
地域生活課題の事業化の推進	日常生活圏域を超えた地域生活課題の調査・分析
	全市的に取組むべき地域生活課題の事業化
地域福祉アンテナショップの設置拡大	地域福祉アンテナショップの数の拡大
	地域福祉アンテナショップの類型検討
地域福祉アンテナショップの活動充実	地域福祉アンテナショップの運営支援
	地域福祉アンテナショップ間の連携強化

○「やさしいまちの取組」

立川市では、誰もが地域社会の一員として尊重され、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的として「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定しています。条例の周知啓発のために「やさしいまちの取組」を行っています。

「やさしいまちの取組」とは、障害についての理解を深め、障害のある人が困っていることを知り、困っているときに助け合えるための取組です。

「障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会」のメンバーと各地区の地域福祉コーディネーターで、地域のスーパーやコンビニ、金融機関、郵便局などに訪問して、チラシを配布しながら声を届ける活動を行っています。



内容

新しい活動を始める際の立ち上げ支援、既存の団体が継続して活動していく支援を行います。

地域福祉コーディネーターの活動を周知しつつ、より地域の方に活用してもらえるよう取り組みます。

地区内で収集した地域生活課題について、全市的に取り組むべき事項なのか調査・分析を行います。

全市的に取り組むべき地域生活課題について、事業化に向けた協議を市と行います。

全部型地域福祉アンテナショップを各日常生活圏域に設置します。

全部型、協働型以外の第3の類型について、検討を行います。

地域福祉アンテナショップが活動を継続していくよう、人材、広報、ネットワークづくりなどの支援を行います。

地域福祉アンテナショップ間の交流会などを実施しながら、連携の強化を図ります。

目標3 支える人を支えるまち

課題
活動の担い手が不足している

重点推進事項
地域活動の担い手支援



推進事項	取組み
新たな担い手の発掘	地域活動へのきっかけづくり 多様なボランティア・市民参加の発展
支援する人を支援する仕組みづくり	当事者グループの支援 地域活動継続のための支援
多様な出番や役割の創造	「多様なはたらき(仮)」※の仕組みの検討 誰もが参加できる地域づくりの推進

※「多様なはたらき(仮)」とは「雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会」のことを指します。

○小学校でのボランティア活動

- 思いやりをもち、豊かな心を育てる教育活動に賛同した保護者や地域の方、
- 高校生が協力して、市内小学校でボランティア活動を行っています。色々な世代の方が子どもたちとの交流を通して、互いを認め合い、誰にでも役割があることを実感しています。朝のあいさつ運動に参加しているボランティアの方は「子どもたちに会いたい」と、毎日15分間、校門の前でのあいさつを通じて子どもたちと交流しています。
- 自身の体調や天候に応じてお休みするなど、無理せずマイペースに活動しています。
- 学校を拠点に、地域で子どもを見守り、育てるボランティア活動が広がっています。



内容

「夏！体験ボランティア」や「たちかわ地域センター講座」などを通じて地域活動に参加するきっかけをつくります。

従来の「ボランティア」に留まることなくIT等も活用した多様な参加の仕方を発展させます。

ひきこもりや依存症などをはじめとした生きづらさを抱えた方たちの当事者グループの立ち上げ・運営支援をします。

既存の地域活動団体が活動を継続できるよう、人材、資金、広報など多様な側面から支援します。

「多様なはたらき(仮)」※の仕組みづくりに向けた調査事業や、試行実施を行います。

生きづらさを抱えた方たちも含め、誰もが安心して参加できる参加支援事業を推進します。

目標4 多様なつながりを活かせるまち



推進事項	取組み
福祉教育・市民学習の発展	学校での継続的な福祉教育の実施 地域での福祉教育・市民学習の実施 市民学習実施団体への支援
ボランティア・市民活動の振興	市民活動団体の運営支援 ボランティア・市民活動のコーディネート
福祉に限らない多様な団体等とのネットワーク強化	商業施設、経済団体との協働推進 教育機関等との連携の強化 関係機関・団体とのネットワークの推進
つながりあえる場の支援	ITを活用した、新たなつながりの創造 サロンなどいろいろな場の立ち上げ・運営支援
防災・減災の取組み推進	地域密着型の防災活動の推進 テーマ別の防災活動の実施
情報発信の強化	市民ニーズに合わせた情報編集と発信 やさしい日本語を活用した情報の発信

課題
人の関わりが薄い

重点推進事項
つながり・支えあいの充実

内容

教育現場における福祉教育を継続的に実施します。

テーマ別、対象別、形式別の福祉教育・市民学習を各日常生活圏域で実施します。

市民学習を実施している団体の支援を行います。

中間支援組織として、市民活動団体の登録制度を維持するとともに運営支援を継続的に行います。

ボランティア・市民活動に参加する人が増加し、市民参画によるまちづくりが広がるためのコーディネートを行います。

商業施設や経済団体と協働できる事業を探ります。

公立小中学校に限らず多様な学校、教育機関との市全域および小地域でのネットワークを構築します。

市内社会福祉法人や公益的団体との顔の見えるネットワーク構築を推進します。

ICTやメタバースなども含めた新たなつながりを検討します。

支えあいサロンなどの人が集まる場の立ち上げ・運営支援を行います。

各地域ごとの自主防災活動を推進します。

「ペット」「マンション」などテーマ別の防災学習会を実施します。

地域情報を多様な媒体を使用し編集・発信します。

やさしい日本語を活用した情報発信を試みます。

第3章 計画の進捗管理と評価の方法

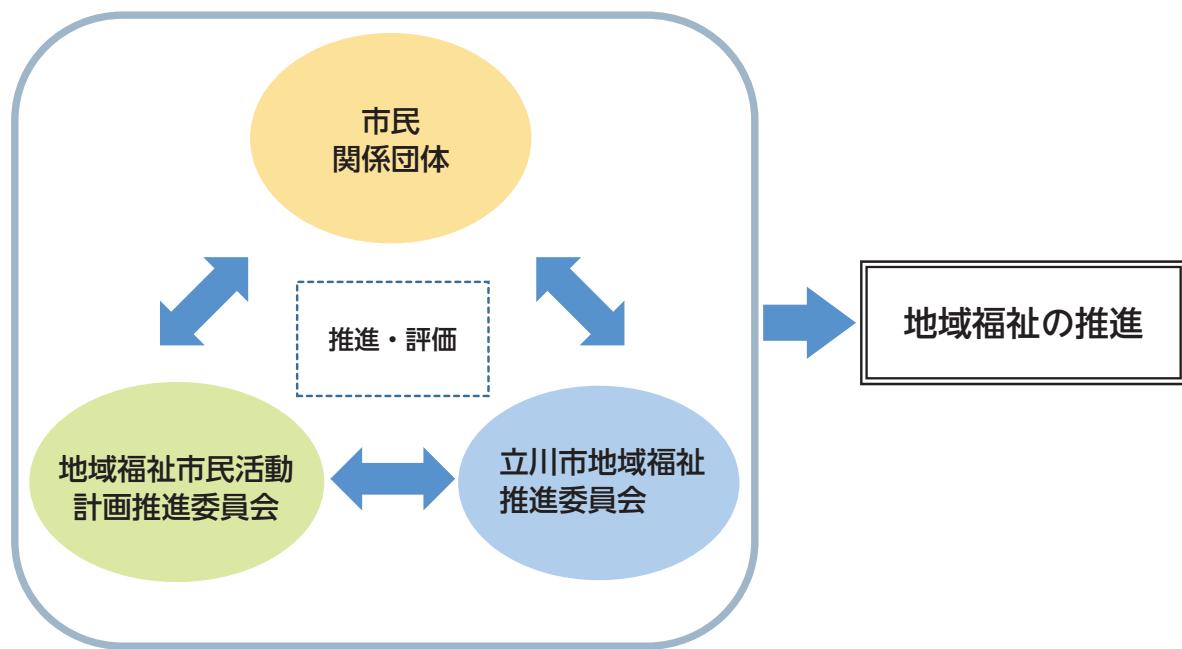


第1節 計画を推進するための体制

1 住民主体による計画の推進

第6次立川あいあいプランは、多くの方々が地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、参画しつくり上げたものです。計画の推進にあたっては、市民、関係団体、社会福祉協議会、行政が互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取組むことが重要となります。

計画を推進していくために、市民、関係団体、福祉活動団体、関係機関などを構成員とする「立川市地域福祉推進委員会兼第6次立川地域福祉市民活動計画推進委員会」を立川市と合同で設置し、重点推進事項を中心に立川市地域福祉計画との整合性を図りながら、立川市と連携して推進していきます。



2 計画の推進スケジュール

2025(令和7)年度に「立川市地域福祉推進委員会兼第6次立川地域福祉市民活動計画推進委員会(仮称)」を立川市と合同で設置し、2025(令和7)年度～2027(令和9)年度の3か年における計画推進を行っていきます。2028(令和10)年度に新たに第7次地域福祉市民活動計画策定検討委員会を立ち上げ、第6次計画の残り2か年(2028(令和10)

年度～2029(令和11)年度)の推進と全体評価、及び次期5か年(2030(令和12)年度～2034(令和16)年度)の第7次地域福祉市民活動計画の策定を行います。

第2節 評価の方法

1 評価に関するロードマップ

第6次地域福祉市民活動計画策定委員会において、本計画の5つの重点推進事項について評価に関するロードマップを作成しました。ロードマップでは、重点推進事項を達成するために必要な活動の中から、一部について「目指すところ(状態)」を定め、その達成までのストーリーに沿って、「市」「社会福祉協議会(社協)」「地域住民」それぞれが取組むことを設定しました。

重点推進事項ごとに評価頻度が異なるため、推進委員会において、その頻度ごとに進捗状況を把握し、PDCAサイクルを回していきます。

(1) 身近に相談できる体制づくり

目指すところ(状態)	ストーリー	評価頻度
地域住民がどこの相談窓口に行っても適切な支援につながる	専門の相談窓口への研修を実施し、複合的な課題を抱えたケースについて共有する場をつくり、分野を超えた相談にも対応できるようにする。また、地域団体等へ相談窓口の普及啓発を行う。	毎年

担当	前期取組	後期取組
市	福祉4分野および教育部門の専門職や職員などを対象に、分野を超えた相談を受けた際の対応等についての研修を行う。さらに複合的な課題を抱えたケースやエピソードの共有等についてスーパーバイズを活用し事例の検証を行っていく。	福祉4分野や教育部門からつながった事例の精査を行うとともに、研修内容等の検証を行い、より良い研修体制を構築していく。

社協	地域団体(民生委員・児童委員、自治会、青少健など地域活動者)に向けて各相談窓口に関する普及啓発事業を年6回行う。	地域団体(多様な地域活動者)に向けて行う各相談窓口に関する普及啓発事業を年6回行う。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人と話す。 ・悩みや生きがいを話すことができる人を見つける。 ・最初の相談窓口になり、必要なら相談機関につなげる。 	

(2)地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

目指すところ(状態)	ストーリー	評価頻度
地域生活課題が市全体の課題や事業に引き上げられている	各地域の地域活動から全市的に取組むべき課題を収集し検討する。検討した課題の中から、既存の活動で解決できるものと、制度化が必要なものに分ける。その結果、制度化や事業化の提案または実施を行う。	2年で1周

担当	前期取組	後期取組
市	地域福祉コーディネーターミーティングで挙げられた地域生活課題を、庁内連携会議や重層的支援会議で共有し、既存の活動で解決できるものと既存の活動では解決が難しい課題に振り分けて検討していく。	前期取組で検討した結果をふまえ、既存の活動では解決が難しい課題の解決に向けた事業化に向け取り組む。

社協	ミーティングで月1回各地域から全市的に取組むべき課題を抽出する。抽出した課題のうち既存の活動や連携で解決できるものは解決を図る。制度化・事業化が必要なものは市との協議にかける。市との協議は年6回行う。	ミーティングで月1回各地域から全市的に取組むべき課題を抽出する。抽出した課題のうち既存の活動や連携で解決できるものは解決を図る。制度化・事業化が必要なものは市との協議にかける。市との協議は年6回行う。前期取組みで取り上げた課題のうち全市的に広がったものや、連携で解決できたものをエピソードとしてまとめること。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 困っていることや困っている人がいたら地域福祉コーディネーターにつないだり、伝えたりする。 地域のために「力を貸してくれる人」や「活用できそうなもの」を地域福祉コーディネーターや周りの人に伝えたり、つないだりする。 	

(3)地域福祉アンテナショップの拡充

目指すところ(状態)	ストーリー	評価頻度
多くの人が地域福祉アンテナショップの活動を知り、参加する	既存のネットワーク会議での周知や、SNSを使った情報発信を通して、地域福祉アンテナショップを多くの人に知ってもらう。それにより実際に訪れてくれる人や継続して参加してくれる人が増える。その結果、自ら企画や運営に関わってくれる人が増える。	毎年

担当	前期取組	後期取組
市	市広報やLINE等で地域福祉アンテナショップ事業の周知を行うとともに、関係団体の会議等でも情報発信をしていく。	前期取組の結果を調査し、前期取組を継続するか、新たな周知方法が必要かを検討し、新たな周知方法が必要な場合は実施に取り組む。

社協	地域団体(民生委員・児童委員、自治会、青少健など)やネットワーク会議で地域福祉アンテナショップの周知を行うとともに、SNSに動画などで地域福祉アンテナショップの活動を発信する。来場者の人数をカウントして参加人数が増えたかを評価する。さらに主体的に企画や運営に関わってくれる人数と、関わってくれるに至るまでの経過をエピソード集としてまとめ、発信する。	地域団体(民生委員・児童委員、自治会、青少健など)やネットワーク会議で地域福祉アンテナショップの周知を行うとともに、SNSに動画などで地域福祉アンテナショップの活動を発信する。来場者の人数をカウントして年間2万人を目指す。さらに主体的に企画や運営に関わってくれる人数と、関わってくれるに至るまでの経過をエピソード集としてまとめ、経年変化を確認する。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・友人や知人を誘って一緒に地域福祉アンテナショップに行く。 ・地域福祉アンテナショップの良い取組みだと思ったことをSNS等で発信する。 ・自分や自分の団体の得意を活かして参加する。 ・地域福祉アンテナショップの活用を考える。 	

(4)地域活動の担い手支援

目指すところ(状態)	ストーリー	評価頻度
多様な担い手が活動を継続できる環境が整っている	新しい取組みとして「多様なはたらき(仮)」※に関する先行的な事例を調査し、関係機関と調整・協議する。その後実践し、効果を図る。また、既存の地域活動者に活動継続に関する調査をする。	4年で 1周

※多様なはたらき(仮)：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会

担当	前期取組	後期取組
市	<p>社会福祉協議会と協働し、「多様なはたらき(仮)」に関して先駆的取組を展開している事例を最低3か所調査する。</p> <p>既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や価値の共有を行う。</p>	<p>前期で実施した調査の結果を反映し、立川市の取組の事業化に向けて取り組む。</p> <p>庁内連携会議で事業化に向けた検討をする。</p> <p>既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や事業展開を検討する。</p>
社協	<p>「多様なはたらき(仮)」に関する先行的な取組みをしている地域を調査し、候補地を選定する。候補地のうち最低3か所を視察する。視察内容を市と共有して立川市で実施する際の課題を整理する。各種経済団体等にむけて一緒に「多様なはたらき(仮)」の必要性を啓発する。</p> <p>既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や価値の共有を行う。</p>	<p>各種経済団体等と協働の企画を開催する。「多様なはたらき(仮)」の階層に応じた市内関係団体の役割分担を整理する。</p> <p>「多様なはたらき(仮)」の仕組みを活用できる人には適用していく。</p> <p>既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や事業展開を検討する。</p>
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や自分の団体が行っている活動の報告やアピールをする。 ・「多様なはたらき(仮)」の学習会に参加する。 ・できそうな活動に参加する。 ・「多様なはたらき(仮)」のバリエーションを増やす。 	

(5)つながり・支えあいの充実

目指すところ(状態)	ストーリー	評価頻度
福祉分野に限らず様々な人や組織がつながる	<p>福祉分野以外の商業施設等にヒアリングを行い、場所の活用など一緒に取り組めることを検討する。その結果、協働できる施設等では、既存の取組を実施し、信頼関係を構築する。その後、既存の取組へこれまでつながりの薄かった人や組織をつなげて協働していく。</p>	4年で 1周

担当	前期取組	後期取組
市	社会福祉協議会とともに福祉分野以外の団体等にヒアリングを実施し、場所の活用などについてヒアリング先の団体と検討を行い、既存事業にその場所を活用する。	前期で取り組んだ場所の活用をしながら、場所の提供先の職員や組織とコラボした事業を展開する。
社協	福祉分野以外の多くの人が毎日集まる商業施設等へ協働に関するヒアリングを行う。ヒアリングの結果協働できる施設等と実施に向けて協議し、イベントを開催する。	商業施設等で既存の取組を行い、参加者数をカウントするとともに、参加者アンケートを実施する。アンケートを元に新しい企画を検討する。
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野以外の人を仲間に誘う。 ・知り合いを地域イベントなどに誘う。 ・自分たちができるることを色々な場で活かし発信する。 ・つながるための場をつくる。 	

付属資料

1 「第6次地域福祉市民活動計画」策定の経過

(1) 地域福祉市民活動計画策定委員会

①委員会

2023(令和5)年

日程	内容
9月20日	<ul style="list-style-type: none">・現計画「立川市第4次地域福祉計画」及び「第5次地域福祉市民活動計画」の説明・今後の進め方について
11月8日	<ul style="list-style-type: none">・現計画の進捗状況・地域福祉に関するアンケートおよび地域福祉ウォッチャー調査について・地域の強みと課題について意見交換・市民参加型ワークショップ及び対象別ヒアリングについて

2024(令和6)年

日程	内容
3月11日	<ul style="list-style-type: none">・政策動向の確認について・第1回作業部会の報告・対象別ヒアリングの実施について
7月24日	<ul style="list-style-type: none">・重層的支援体制整備事業実施計画策定について・現計画の振り返りについて・次期計画の重点推進事項について
9月18日	<ul style="list-style-type: none">・次期計画の構造、理念、重点推進事項の案について・次期計画の評価方法について

2025(令和7)年

日程	内容
1月15日	<ul style="list-style-type: none">・第6回作業部会の振り返り・次期地域福祉計画の素案について
2月4日	<ul style="list-style-type: none">・第6回委員会の振り返り・次期地域福祉市民活動計画の素案について
5月14日	<ul style="list-style-type: none">・次期地域福祉計画の原案について・次期地域福祉市民活動計画の原案について

②作業部会

2024(令和6)年

日程	内容
2月26日	<ul style="list-style-type: none">・第2回委員会の振り返り・国の政策動向の確認について・市民参加型ワークショップで抽出された内容に関する意見交換
4月24日	<ul style="list-style-type: none">・第1回作業部会の振り返り・地域福祉に関するアンケート、地域福祉ウォッチャー調査の結果について・対象別ヒアリングの結果について
5月29日	<ul style="list-style-type: none">・第2回作業部会の振り返り・地域福祉に関するアンケート(自由記述)について・対象別ヒアリングの結果について
6月19日	<ul style="list-style-type: none">・第3回作業部会の振り返り・現在までの傾向と将来の見通しについて・重点推進事項について
8月20日	<ul style="list-style-type: none">・現計画の構造について・次期計画の理念と目標について
11月27日	<ul style="list-style-type: none">・第5回委員会の振り返り・次期計画の推進事項の最終案について・次期計画の評価に関するロードマップについて

(2)第6次地域福祉市民活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)第6次地域福祉市民活動計画(以下「市民活動計画」という。)の策定委員会の設置について必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)市民活動計画の策定に関する必要な事項の検討

(2)その他、社協会長が必要と認めた任務

(策定委員会)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号の中から15名以内を選任し、社協会長が委嘱する。

- (1)公募市民
- (2)学識経験者
- (3)民生委員・児童委員
- (4)保健、医療及び福祉に関する団体が推薦する者
- (5)市民活動団体・地域活動団体関係者
- (6)立川市自治会連合会が推薦する者
- (7)立川市商店街振興組合連合会が推薦する者
- (8)その他社協会長が必要と認めた者

2 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を招集し議事を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱をした日から第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(部会)

第5条 策定委員会は、市民活動計画の策定に関する調査及び検討を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 部会の委員は、策定委員会委員と社協関係者とする。

3 部会は、社協事務局が招集し議事を進行する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、社協地域活動推進課が担当する。

(費用弁償)

第7条 委員(委員長除く)には、社会福祉法人立川市社会福祉協議会費用弁償規程にもとづき費用弁償を行う。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

(3)第6次地域福祉市民活動計画策定委員会 委員名簿

No	氏名	所属団体等
1	久下沼 諒	公募市民
2	藤原 紀子	公募市民
3	◎熊田 博喜	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科
4	井村 良英	認定特定非営利活動法人 育て上げネット
5	大江 尚之	株式会社こたつ生活介護
6	太田 なつみ	学生
7	岡本 彰子	多摩信用金庫 價値創造事業部
8	小澤 清富	立川市商店街振興組合連合会
9	景山 千鶴子	たまがわ・みらいパーク企画運営委員会
10	齋竹 一子	立川市訪問看護連絡会
11	菅根 浩子	北部東わかば地域包括支援センター
12	富山 孝雄	立川市自治会連合会
13	○中村 喜美子	立川市民生委員・児童委員協議会
14	中村 ひとみ	障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会
15	宮本 直樹	立川市社会福祉協議会

※「所属団体等」は2024(令和6)年度末現在 ○は委員長 ○は副委員長(敬称略)

2 調査研究等

(1)地域福祉に関するアンケート調査(実施：立川市)



この調査は、市民の生活状況や課題、地域での支えあいの状況などを把握し、立川市第5次地域福祉計画及び第6次地域福祉市民活動計画の策定作業を進めていく上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

①調査実施の概要

調査期間	2023(令和5)年10月3日調査票発送から11月15日回答投函・オンライン送信締め切り(郵送は2023(令和5)年11月30日到着分まで受け付け)
対象者	2023(令和5)年10月1日現在、立川市在住の満18歳以上の方から無作為に3,000人を抽出
有効回答数・回答率	1,192件(39.7%)

②調査結果の概要

(地域福祉に関するアンケート調査報告書 2024(令和6)年7月より抜粋)

「○(調査結果から読み取れること)」、「(Q.)関連する設問」>「(A.)回答」という構成でまとめた。

○地域生活の満足度は高い

Q. あなたは立川市やお住まいの地域の生活に満足していますか。

A.満足・どちらかといえば満足 84.8%

○外出を諦めた理由は移動手段やきっかけ、費用の問題が多い

Q. あなたは外出したいと思っても、困り事があるために諦めたことがありますか。

A.ある 22.5% いいえ 75.7%

Q. 「ある」と回答した方にお聞きします。外出を諦めたのはどのような理由でしたか。

A.目的地までの移動手段がないため 34.7%

A.気軽にでかけることができる場所、機会、きっかけがないため 26.1%

A.費用がかかり負担となるため 25.4%

○一番目に利用の多い交通手段は、「自転車・バイク」、「自家用車(自分で運転する)」、「徒歩」が多く、二番目の交通手段としては、「バス」、「電車、モノレール」も多い。

Q. 日頃、市内を移動するときに最も利用する交通手段はなんですか。

- A.自転車、バイク 26.9%
- A.自家用車(自分で運転する) 23.4%
- A.徒歩 17.0%

Q. 回答した交通手段の利用頻度について、お聞かせください。

- A.ほとんど毎日 50.9%

Q. 日頃、市内を移動するときに2番目によく利用する交通手段はなんですか。

- A.徒歩 21.0%
- A.バス 16.7%
- A.自転車、バイク 16.4%
- A.電車、モノレール 14.8%

Q. 回答した交通手段の利用頻度について、お聞かせください。

- A.月に数回 30.7%
- A.週に1~2日 30.6%

○外出目的は買い物や仕事が多数

Q. 外出の目的として、最も頻度が高いものはなんですか。

- A.買い物 46.4%
- A.仕事 34.4%

Q. 回答した目的の頻度はどのくらいですか。

- A.ほとんど毎日 39.0%
- A.週に3~4日 27.5%

Q. 外出の目的として、2番目に頻度が高いものはなんですか。

- A.買い物 41.4%
- A.通院 12.9%
- A.家族、友人との交流 12.9%

○居住する地域の範囲の認識に差はあるが、丁目と町が多数

Q. あなたが「お住まいの地域」として考えるのは、どのくらいの範囲ですか。

- A.丁目(徒歩15分程度) 29.0%
- A.町(徒歩30分程度) 28.0%

○地域の中でのつきあいは、挨拶が中心

Q. 「お住まいの地域」の中でお付き合いはどの程度ですか。

- A.顔をあわせれば挨拶する 40.8%

○困り事を手伝いたい気持ちを持っているが、事情があり手伝えないほかに、きっかけがないことが多い

Q. 「お住まいの地域」の方が生活上の困り事を抱えていることが分かった場合あなたはどうしますか。

- A.手伝う 41.9%
- A.手伝いたいと思うが事情があつて手伝うことが難しい 35.3%

Q. 「手伝いたいと思うが事情があって手伝うことが難しい」と回答した方にお聞きします。そう考える事情はどのようなことですか。

- A.仕事や家の用事で忙しい 52.3% A.健康上の理由 25.2%
A.きっかけがない 24.2%

○地域の困り事で手伝える範囲は「声かけ・見守り」が特に多い

Q. 「手伝う」と回答した方にお聞きします。次のような困り事のうち手伝える範囲について、お聞かせください。

- A.声かけ・見守り 82.2% A.話し相手 51.3%
A.買い物代行 32.1%

○相談先として公的な窓口の役割は高い

Q. あなた自身、もしくはあなたと同居する方が生活上の困り事を抱えた場合、どこに相談しようと考えますか。

- A.家族(親族) 77.0%
A.市役所などの行政窓口 46.6%
A.友人 35.9%
A.市が開催する「くらしの相談」等の専門家相談 21.4%

A.社会福祉協議会、地域包括支援センター等、行政以外の相談窓口 21.1%

Q. あなた自身、もしくはあなたと同居する方が生活上の困り事を抱えた場合、解決に関する情報はどこから得ますか(得ようと思いますか)。

- A.インターネット情報(市、社会福祉協議会以外) 52.1%
A.市役所の各種窓口 46.8%
A.市、社会福祉協議会のホームページ 33.2%
A.市報(広報たちかわ)や社会福祉協議会広報(あいあい通信、まちねつと)31.6%

○情報の入手は、ＩＴ、アナログ、双方から

上記参照

○なんでも相談できる窓口の必要性が高まっている

Q. 生活上の困り事を抱える人を支援するために、あなたが必要と思うものはなんですか。

- A.日頃からの家族、親族とのコミュニケーション 60.1%
A.なんでも相談できる窓口の設置 57.2%

○防災対策として取り組むことができることは防災訓練への参加

Q. 地震や風水害が発生したとき、その被害を広めないために地域で日頃から取り組んでおくこととしてあなたができることはなんですか。

A.防災訓練、避難訓練への参加 53.1%

A.地域での防災マップづくり 31.5%

○住民や地域団体が主体となって取り組むほうがより効果的であるものは、「声かけ・見守り」と「健康づくり」

Q. 地域で発生する課題の中には、行政のみの対応や既存の制度による専門的な対応だけでは解決できない課題が数多くあります。次のような課題や取組の中で、住民や地域団体が主体となって取り組むほうがより効果的であると思うものはなんですか。

A.子どもや高齢者への声かけ・見守り 49.8%

A.住民の健康づくり 32.4%

A.サロン、サークル等の交流の場づくり 26.8%

A.防災訓練、避難訓練 25.0%

A.子ども食堂 25.0%

○立川市で重点的に取り組むべきことは、

「相談窓口の設置」「情報が届く仕組みづくり」「福祉サービスの質」

Q. 今後、立川市をより住みやすいまちにするために、次のうちなにを重点的に取り組むべきだと思いますか。

A.なんでも相談できる相談窓口の設置 46.2%

A.支援が必要な人に必要な情報が届くしくみづくり 45.5%

A.福祉サービスの質の向上 40.9%

A.相談体制の充実 38.9%

A.防犯・防災への取り組み 35.1%



(2)地域福祉ウォッチャー調査(実施：立川市)

地域福祉に関係の深い活動に携わり、地域の実情に詳しい人を「地域福祉ウォッチャー」として依頼し、日ごろから見守っている地域の現状をそれぞれの観点から判断してもらうことで地域福祉の動向を把握することを目的とした調査です。

①調査実施の概要

対象地域 (市内全域)	<ul style="list-style-type: none">富士見町・柴崎町(1地区)錦町・羽衣町(2地区)曙町・高松町・緑町(3地区)栄町・若葉町(4地区)幸町・柏町・砂川町・泉町(5地区)上砂町・一番町・西砂町(6地区)
調査対象	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員自治会老人クラブちよこっとボランティア協力員地域学習館運営協議会委員地域包括支援センター職員支えあいサロン小中学校教員
対象者数	479人(各地区70～100人)
回収結果	<ul style="list-style-type: none">回答数 337件回答率 70.4%
調査基準日	2023(令和5)年12月1日 (2023(令和5)年12月15日締切り)
調査の内容	<ul style="list-style-type: none">住みやすさの現状住みやすさの変化の方向性地域のつながりの状況つながる活動や機会支えあう場、支える人材の状況住民が主体的に見守り支えあう雰囲気

②調査結果

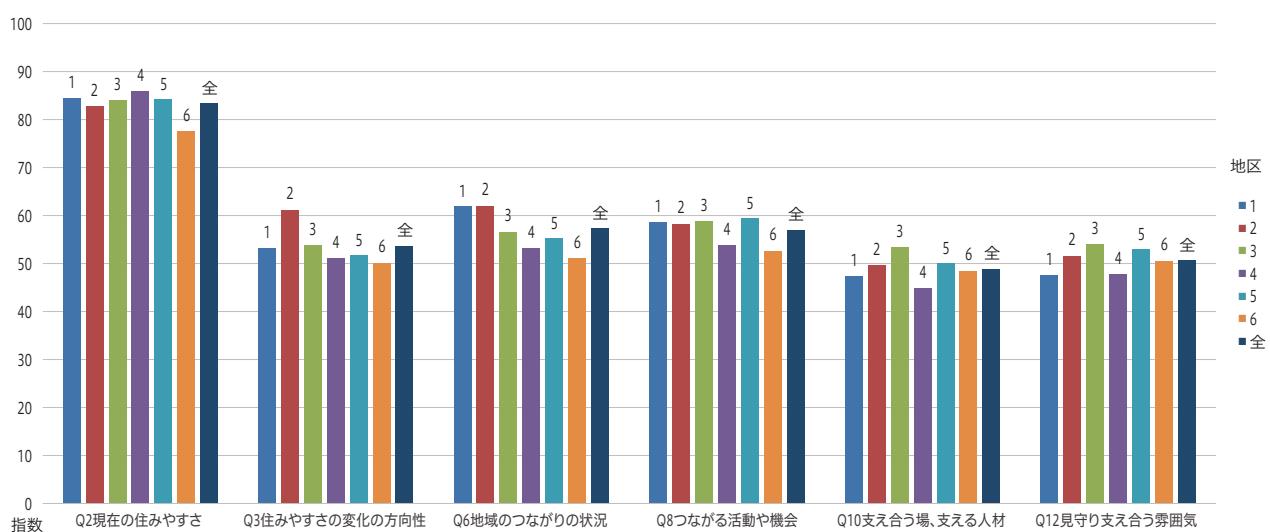
指標説明

●5段階の選択肢に以下の点数を与え、これらに各回答区分の構成比(%)を乗じて、指標を算出しています。

- 住みやすい・良くなっている・充実している・広がっている 1
- やや住みやすい・やや良くなっている・やや充実している・やや広がっている 0.75
- どちらとも言えない・変わらない 0.5
- やや住みにくい・やや悪くなっている・やや後退している 0.25
- 住みにくい・悪くなっている・後退している 0

指標は50を基準とします。50であれば変化が横ばいである事を示し、50を上回れば「良くなっている」、下回れば「悪くなっている」と判断されている事を示します。

2023(令和5)年度 地域福祉ウォッチャー調査 地区別指標比較

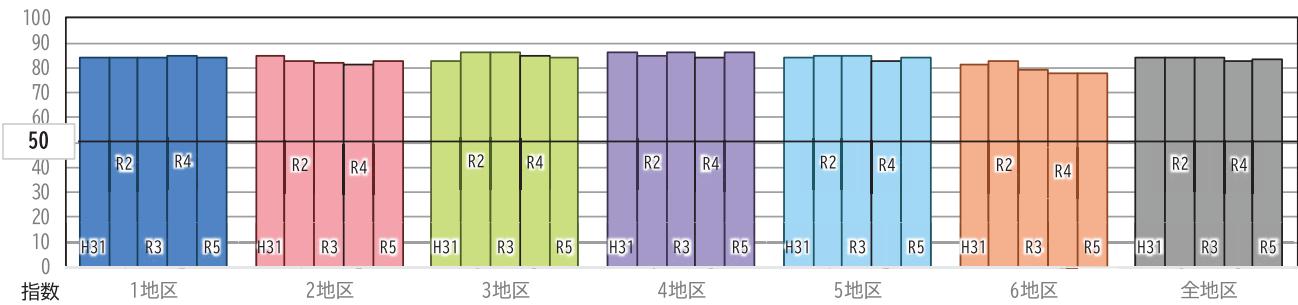


コメント：

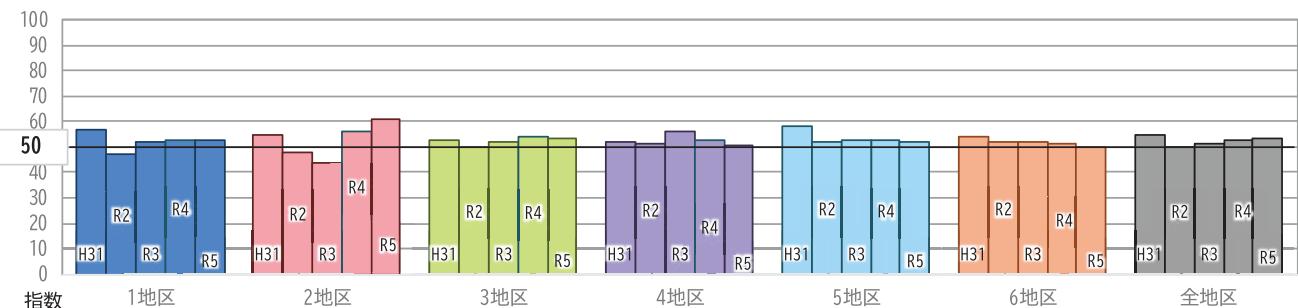
- ・「Q2.地域の住みやすさ」について、全地域とも住みやすいと感じている人が多い。
- ・「Q3.住みやすさの方向性」について、2地区が高い指標を示している。
- ・「Q6.地域のつながりの状況」について、1、2地区が高い指標を示している。



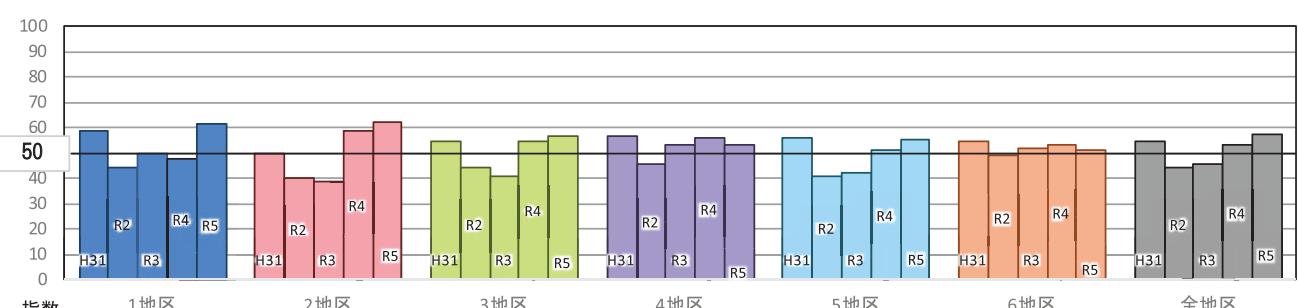
Q2. 現在の住みやすさについて



Q3. 住みやすさの変化の方向性について



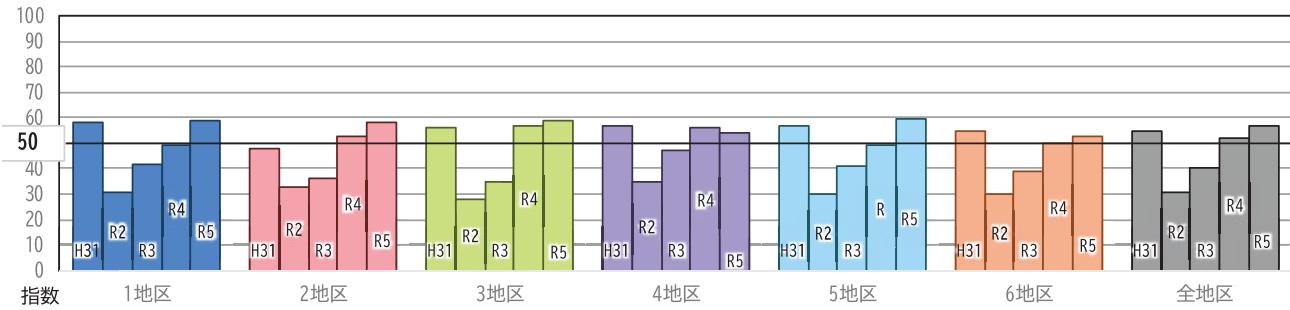
Q6. 地域のつながりの状況について



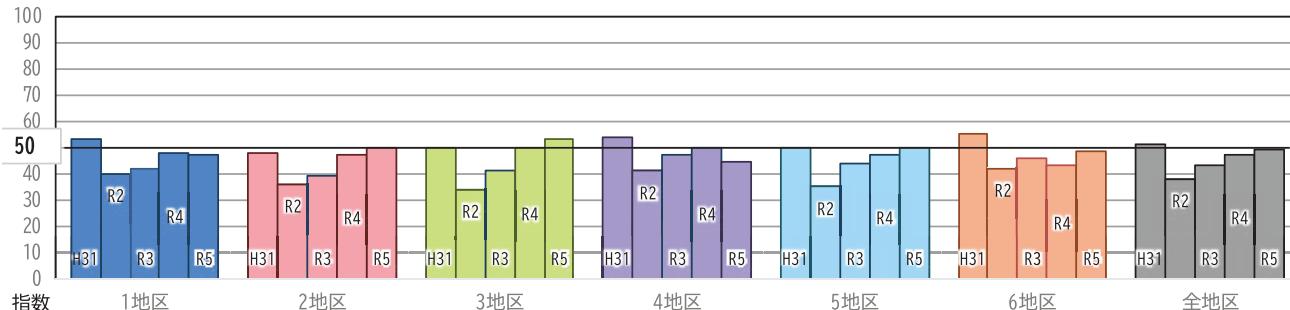
コメント：

- ・「Q2.現在の住みやすさ」「Q3.住みやすさの変化の方向性」については、指数の大きな変化は見られない。
- ・「Q6.地域のつながりの状況」については、コロナ禍からの回復傾向がみられる。

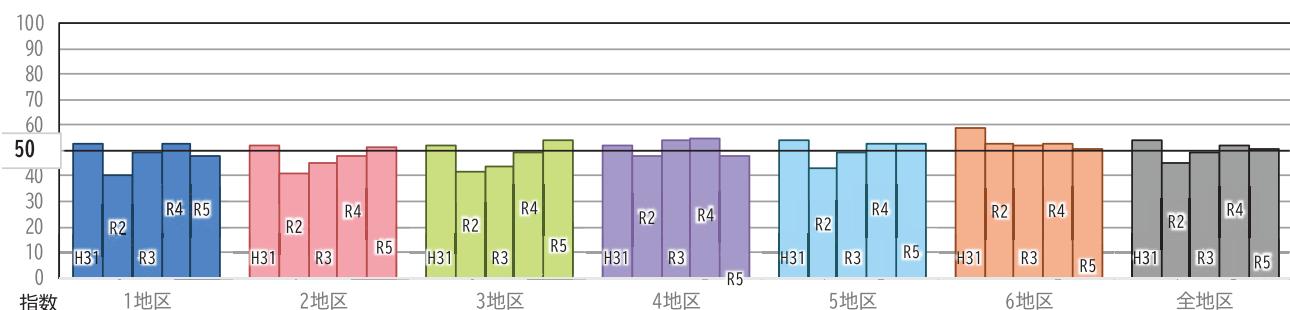
Q8.つながる活動や機会について



Q10.支えあう場、支える人材について



Q12.見守り支えあう雰囲気について



コメント：

- 「Q8.つながる活動や機会」、「Q10.支えあう場、支える人材」、「Q12.見守り支えあう雰囲気」については、コロナ禍からの回復傾向がみられる。

(3)市民参加型ワークショップ

地域住民に呼びかけて、地域住民同士が地域の課題や展望を話し合う地域懇談会や、地域福祉アンテナショップに関わっている人同士で今後を検討するワークショップを開催し、地域課題等の把握を行いました。

○富士見町地区地域懇談会：

日時	①2024(令和6)年1月15日(月)19:00~21:00 ②2024(令和6)年2月19日(月)19:00~21:00
場所	滝ノ上会館
参加人数	①46人 ②31人
対象者	富士見町在住・在勤・在学の方、富士見町に関わりのある方等

【内容】

住民や、富士見町地区で活動している方が、日頃の生活や活動の中で感じている地域の強みや可能性を共有するとともに、より良い地域となるための改善点や困り事を検討しました。また、第2回では、地域福祉アンテナショップの設置も含め、地域の居場所の在り方について意見交換しました。

【意見】

○地域活動や生活の中での困り事

- ・人材やボランティアが不足している。
- ・若者の集まる場所が少ない。
- ・気軽に立ち寄れる場所が少ない。
- ・ゴミ出しのボランティアが減少している。
- ・自治会への加入率が低い。役員のなり手が不足している。
- ・災害時に障害者が避難所に行きにくい。



○地域の強み

- ・人々が温かく、戻ってきたくなるまちである。
- ・住民同士が助け合っている。
- ・自然が豊富で、地域に多彩な散歩コースがある。



○地域の課題

- ・よろず相談ができる場所が近くにほしい。
- ・コミュニティ活動の告知ができていない。
- ・集会等に新しく参加する人が増えない。
- ・障害者が地域に出る機会が少ない。
- ・多世代が交流する場所が少ない。



○地域福祉アンテナショップ活動報告会：

日時	2023(令和5)年12月16日(土)13:00~16:00
場所	たましんRISURUホール
参加人数	24人
対象者	地域福祉アンテナショップに興味がある方

【内容】

地域福祉アンテナショップで活動している方による活動報告会の後、現在地域福祉アンテナショップで活動している人や今後活動したい人がともに、地域福祉アンテナショップの方向性や課題を検討しました。

【意見】

○地域福祉アンテナショップの強み、よかったこと

- ・活動を通じた出会いや交流が自分自身にとっての楽しみになっている。
- ・子どもから年配の方(多世代の方)の居場所になっている。
- ・今まで出会えなかつた方との出会いを通じて仲間が増えた。
- ・地域の方とのコミュニケーションが増え、地域の方の笑顔を間近で見られる。
- ・子どもにいろいろな体験をさせることができる。

○地域福祉アンテナショップの課題、困っていること

- ・地元の方の参加者が少ない。
- ・場所の確保ができず、物の保管に困ることがある。
- ・運営資金の確保に苦労している。
- ・子どもへの案内がなかなか行き渡らない。

○今後の活動に向けた意見

- ・色々な活動があることで、その人にあった場所を選べるようになる。
- ・活動を続けるためには、自分が楽しむことが大切である。
- ・少人数でもできる活動から始めるのも良い。
- ・まずは仲間づくりを目指す。



(4)対象別ヒアリング

「教育」「多文化」「障害」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法に基づく子どもの意見聴取として、10人の子どもからも直接ヒアリングを行いました。質問項目は活動や生活上の課題や、その解決策を中心に、対象別に質問項目を調整し、状況や対象者の反応によって自由に質問を変えていく半構造化面接として実施しました。

○各ヒアリング調査の概要

日時	①2024(令和6)年4月 7日(日)10:30~11:00 ②2024(令和6)年4月 10日(水)13:30~15:15 ③2024(令和6)年4月 10日(水)14:00~15:00 ④2024(令和6)年4月 17日(水)14:00~15:30 ⑤2024(令和6)年3月中旬
場所	各地で実施
参加人数	①~④各1名、⑤10名
対象者	①小学校に頑張って通っている小学生に関わっている大人 ②日本語を母国語としない子ども達に日本語を教えるNPO法人 ③発達に不安がある子どもを育てる保護者を支える市民活動団体 ④非行、犯罪の防止及び健全育成に関する活動に取組んでいる団体 ⑤小学校4年生～高校生までの子ども

【意見】

対象者	活動中の課題(抜粋)
①	・「合唱の時間が一番楽」なぜなら、「立っているだけでいいから」 →内容がわからないまま授業に出席するのは辛い。 ・「木曜日と金曜日が辛い」「学校が午前中だけだったら耐えられる」 →自分の感じていること、考えていることを自由に話せる時間が少ない。

②	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体によって外国ルーツの子どもへの支援の内容が異なり、日本語教育の支援内容に差が生まれている。 ・義務教育が終わった15歳以上の既卒者は、語学支援を含めて支援につなげにくい。 ・日本語教育ができるボランティア養成に課題がある。まったく日本語ができない人に日本語を教えるには、それなりの技術が必要である。 ・必要な情報を得ることが出来ていないことが多く、情報保障が不足している。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生でおよそ8%、1割近くが何らかの障害を持っている。単独団体が発達障害への理解啓発を行っていても限界がある。 ・情報の周知。つながりにくい人とどうつながるかは課題がある。 ・立川市は発達障害の相談に乗ってもらえる医療機関が少ない。また、診察と療育を一緒にしてくれる場所がない。 ・立川市内の幼稚園で発達に特性のある子どもを受け入れてくれるところが少ない。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・非行で相談・収容されるのは、今も昔も変わらず窃盗、暴行が多い。 ・民間との連携がもっと強くなれば良いと思うが、施設から情報提供することは難しい。 ・保護観察が切れた後の相談先が不足していたり、情報が届いていなかつたりする。 ・非行に走る原因は個々違うが、家庭環境の厳しさが要因になっていることは多い。家の中全体に余裕がなくなっているし、親を誰が支援するのかが課題である。
対象者	立川市に住んでいてもっとこうだったらいのにって思うことってある？
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの本数が少ない。住んでいるエリアから駅に出るバスの本数が1時間に4本しかなく、塾に行く時間を考えるのが難しかった。自転車で行ける人は良いけど、高齢者や通勤通学等でバスを利用する人は困っていると思う。 ・サッカーができるような環境を整えて欲しい。近隣公園はボール遊び禁止の場合が多く、練習をする時は距離の離れた公園まで行かなければいけない。また、立川市は人工芝のグラウンドが少ない為増やしてほしい。 ・野球グラウンドが多いが、サッカーグラウンドがなく、ボールを蹴られるところが少ない。 ・給食は自校式の方が出来たてで美味しかったと感じる。 ・駄菓子屋がないこと。コンビニは高くて買うことが難しい。 ・高齢者がひきこもらないように、公園に運動器具を置いてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランコがない公園やボール遊び禁止の公園が多い。 ・公園内に、自由に使用して良い遊び道具があると良い。バドミントンは兄弟が使っていると使えない日があること、持っていない子もいる為、皆で使える遊び道具が欲しい。 ・入りやすい店が少ない。チェーン店が少ない。駅の近くがうるさい。 ・大人の人が行くお店が多く、パチンコ屋や駅前のキャッチが怖い。 ・趣味が同じ、気の合う人にもっと会えると良い。
--	--

(5)市民意見公募(パブリックコメント)

公募期間	2025年(令和7年)年4月1日～4月21日
提出者数・件数	0人
意見を反映した件数	0件

【内容】

上記の期間に、当会ホームページ上および立川市総合福祉センター館内2か所で素案を掲示しました。

パブリックコメントとしての意見はありませんでしたが、今後も地域住民と協働して計画を推進していきます。

3 その他

(1)地域福祉市民活動計画策定委員会委員からのメッセージ

委員名	メッセージ
委員長 クマダ ヒロキ 熊田 博喜	<p>2年の時間を掛けて計画が完成しました。「計画が」と書きましたが、ここでいう計画は、地域福祉計画と地域福祉市民活動計画を指しています。そしてこれらの計画の策定のための合同委員会を設置して議論を深めて参りました。</p> <p>行政計画である地域福祉計画と民間計画である地域福祉市民活動計画は一体的に作る必要があることはよく言われています。とはいえそれぞれの立場もあって実現が難しい状況にあります。立川市では相互の関係がこれまでの実践を通して深まった一つの到達点として合同での策定を実現することができました。</p>

	<p>地域生活課題が深刻化する中で、分野を横断した取り組みが求められていますが、主体を横断した取り組みも重要です。委員会では15人のメンバーが時に笑顔で時に真剣に議論を深めました。その成果がこの計画に結実しています。地域福祉コーディネーター、相談できる体制、つながり・支えあい、担い手支援、地域福祉アンテナショップを重点項目とし行政・民間が一体となって「一人ひとりが共に生き、幸せ広がる立川」の実現を目指します。</p> <p>計画完成に際して関係した全ての皆様に感謝すると共に、計画の実現に向けてのお力添えをお願い申し上げます。</p>
<p>副委員長 ナカムラ キミコ 中村 喜美子</p>	<p>様々な分野で活動している委員の皆様と、暮らしやすい立川についての話し合いができたことは、大変勉強になりました。</p> <p>今地域では少子高齢化や、セルフネグレクト、生きづらさをかかる人々の増加等、課題が複合化、深刻化しています。</p> <p>グループワークでは、地域福祉向上につながるキーワードがたくさん出てきて、ワクワクしながら検討を進めて参りました。</p> <p>この計画が、地域福祉の更なる推進に結びつき、皆の笑顔が増えるよう、地域の見守りに努めていきたいと思います。</p>
<p>久下沼 リョウ クグヌマ リョウ</p>	<p>今回はじめて両計画の策定委員として参加させていただきました。たくさんの気付きや学びがあり、毎回の委員会が非常に充実した時間でした。</p> <p>小学生時代から今まで20年以上を過ごし、今ではこの街で事業を立ち上げて活動していますが、本当に立川が大好きです。その気持ちを計画に反映させることができたのではないかと思っています。</p> <p>今後も私自身、この街の一員として「共に生きること」を楽しみにしています。</p>
<p>藤原 紀子 フジワラ ノリコ</p>	<p>地域福祉計画づくりの一員になり、多くの学びとインスピレーションを与えられました。ここで出会った皆様に心より感謝致します。</p> <p>社会変革による価値観やライフスタイルの多様化で、戸惑い、葛藤、生きにくさを感じる人が増えました。福祉計画を実践に移すことによって、地域住民にとって心のオアシスができ、誠意ある親切の輪が広がり、もっと多くの人が幸せを感じることを祈願致します。</p>

イムラ ヨシヒデ 井村 良英	<p>本計画の理念に掲げられている「しあわせ」、ハーバード大学の研究によると、「しあわせ」の要因はよい人間関係にあるのだそうですね。</p> <p>お互いの理解を深めあい、尊敬しあう関係ということなのかもしれません。あいあいプランには、「助けあい」「支えあい」などの「あい」を大切にするという想いが込められています。</p> <p>大人、子ども、若者、すべての人にとって大切な「I(私)」が立川でずっと大切にされていきますように。</p>
オオエ ナオユキ 大江 尚之	<p>当初は「地域福祉」という捉えどころのないものを、多くの委員さんが集まった中で紙に落とし込めるのか、ましてや気持ちや想いが込められるのかといった不安の中で参加させていただきました。</p> <p>委員会を重ねる中、多様な視点からの意見をうかがい計画に落とし込んでいく作業を目の当たりにし、一人ひとりの意見やアイディアが大事に扱われている過程に参加させてもらうにつけて、参加させてもらった意味を理解していました。</p> <p>私にとっても一人ひとりが共に生きること、やさしいつながりを感じ取った委員会でした。ありがとうございました。</p>
オオタ なつみ 太田 なつみ	<p>大学生という未熟な立場ではございましたが、2年間にわたりこの委員会に参加させていただきありがとうございました。</p> <p>多様な分野でご活躍の熱心な委員の皆さんに囲まれ、毎回刺激を受けるとともに多くのことを学ばせていただきました。</p> <p>私は生まれ育った立川市がとても好きです。学生ボランティアとして立川市で活動してきて感じたことや、学生という立場だからこそその視点を計画に生かし、市の発展に尽力出来ればとの思いで参加させていただきました。</p> <p>本計画がより多くの方々に届き、立川市がより良く幸せに暮らせるまちにつながっていくことを期待しております。</p>

オカモト 岡本 アキコ 彰子	<p>市内企業かつ金融機関という立場で会議に参加しました。</p> <p>地域課題が多様化・複雑化している中、委員会では良い地域社会の実現に向け、行政だけでなく地域住民や企業・団体が横断的に取り組むにはどうすればよいのか議論を重ねました。</p> <p>委員の方々が真剣・活発に意見交換をする姿には、毎回刺激を受けました。私なりに、抽象的な内容はなるべく具体的な表現へ、より実効性の高い内容にするべく努めました。</p> <p>立川市地域福祉の更なる深化を期待します。</p>
オザワ 小澤 キヨトミ 清富	<p>今回の策定委員会で令和6年度はなかなか時間が合わず残念ながらあまり参加できませんでした。</p> <p>委員会では毎回使われている語句、表現1つ1つにいろいろな受け止め方、受け止められ方があり、様々な視点から多くの意見が寄せられ、出来上がった成果物の内容はもとより見やすく解りやすい読みやすいものができたと思います。</p>
カゲヤマ 景山 チヅコ 千鶴子	<p>策定委員会に参加させていただきありがとうございます。</p> <p>長い期間自治会活動、学供施設の運営委員会などに関わってきましたが、「井の中の蛙大海を知らず」だった自分に反省ばかりです。</p> <p>委員の方々、立川市、社会福祉協議会の職員の方たちが、立川市に住んでいるすべてのひとが安心・安全に暮らせる町づくりを目指し、熱い思いを持って会議に臨んでいる姿に感銘しました。</p> <p>今後は、微力ではありますがこの会議で学んだ活動を活かして行きます。</p>
サイタケ 斎竹 カズコ 一子	<p>策定委員として初めて参加させて頂きました。委員の皆様の考え方や意見を伺い、立川にはすごい人材が沢山いらっしゃるんだと率直に感動でした。</p> <p>私は医療の世界に身を置いておりますが、狭い世界だったと今更知った思いです。「やさしいつながりのあるまち」はとても温かいまちのイメージです。皆さんと手を取り合い、関係者として今後も地域の活動などに積極的に参加していきたいと思います。</p>

スガネ 菅根 浩子	<p>福祉というとなんとなく「保護してもらう」というような受け身のイメージがありました。しかし、委員の皆様の発言や立川市の方向性を聞いていくなかで、立川で暮らすことで充実した生活が送れる環境づくりをしていくこと、一言でいうと「自ら生き方を選べる立川市を目指すこと」だと考えが変わりました。</p> <p>このような思いが詰まった本計画をもとに、個性輝く立川市民があふれていくことを期待します。</p>
トミヤマ 富山 孝雄	<p>本計画策定委員として、自治会連合会から参加しました。</p> <p>令和6年1月には富士見町地域懇談会が開かれ、「団体」「個人」としての困り事、地域の強み・課題について出し合いました。地域の課題について貴重な意見を聞くことができ、これからの自治会活動の参考にしたいと思います。</p> <p>委員の構成メンバーの方々は地域福祉に活躍されている方ばかりで、たいへん勉強になりました。ありがとうございました。</p>
ナカムラ 中村 ひとみ	<p>立川には、たくさんの熱意ある市民団体、法人や企業、個人の方がいて、連携を大切にしながら「誰かのために」がんばっています。私は、そんな立川市で大変だった子育てを支えられ、今度は自分が誰かのためにと活動しています。</p> <p>その「誰かのために」という市民力の高さが、立川の魅力だと、今回の委員会に参加させていただき改めて実感しました。それを活かし支えるための素晴らしい計画になったのではないかと思います。</p> <p>改めて、2年間ご一緒させていただいた委員の皆様、市・社協の事務局の皆様、皆様の立川への熱い想いに刺激をいただきました、ありがとうございました。</p>
ミヤモト 宮本 直樹	<p>私が共感したテレビドラマの主人公のセリフを引用させて頂きます。</p> <p>「私がこの町(立川)に来てから力になってくれたのは縁もゆかりも無かった人達です。だからこの縁を大事にしたいなって。(コインランドリーで)洗濯を待っている間にホッと一息つける場所が有ったらなって。何でもないお喋りをしたり、美味しいコーヒーを飲んだ</p>

り、ただ一人でボーっとしたり。忙しくても一杯一杯でも一日の中に、もし、そういうちょっとしたお暇(おいとま)の時間が有ったらなって。そういう場所を、つくれたらって。つくりたいなあって。私やってみたいんです。」

[Special Thanks]

本計画書の表紙等に登場するイラストは、計画の理念にもとづき地域住民の活躍の場の1つとなるよう認定NPO法人育て上げネットを利用している若者に作成していただきました。とても温かい雰囲気のイラストで計画書全体をやさしく盛り上げてくれています。作者のシバフさんからのメッセージをご紹介します。

[シバフさんからのメッセージ]

地域福祉アンテナショップのイラストを作成させていただく際、「アンテナ」にかけてラジオをモチーフにさせていただきました。

ラジオに使用されるホイップアンテナには、どの方向からも満遍なく電波を受信できるという特徴があるそうです。

社会の中で一生懸命活動されている方もいらっしゃれば、社会とつながることに苦痛や困難、諦念を感じている方もいらっしゃると思います。

様々な日々を生きる人達の想いが分断されることなく、いつか交わった時、その場所が少しでも優しい空間だったら良いな、という願いをイラストに込めさせていただきました。

※なお、本計画と合同で検討し、立川市が策定した立川市第5次地域福祉計画にも同イラストが登場しますので、ぜひご覧ください。



(シバフさん作成のイラスト一例)

(2)用語解説

あ行

用語	説明
ICT	情報(information)や通信(communication)に関する技術(technology)の総称。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
アウトリーチ専門員	支援が届いていない人に、積極的に働きかけて情報・支援を届ける人。複雑化・複合化した相談を聞き取り、課題を分析したうえでアプローチ方法を検討する。
アセスメント	人や物事について情報を収集し客観的に分析することで、ニーズや課題を明確にすること。

か行

用語	説明
基幹相談支援センター	障害者支援のために、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、主に①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組・協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組などの業務を行う。
ケアラー	こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいといったケアを無償で行う家族、近親者、友人、知人のこと。働きながらケアをする人を「ビジネスケーラー」、ケアを過度に行っていると認められる子ども・若者を「ヤングケーラー」「若者ケーラー」という。「子育て」と「親の介護」の2つのケアを同時にを行う「ダブルケア」をしている方もいる。
経済団体	企業の経営者で組織され、企業の枠を越えて地域の経済発展や企業間の親睦、業界の技術向上など公益的に活動する団体。
子育て支援・保健センター (はぐくるりん)	市の公共施設再編にあたり、たましんRISURUホールの北側の敷地に、健康会館、子ども未来センター(一部)、ドリーム学園の機能を集約してつくられた施設。市民の健康や子育ての安心を支える拠点。

子ども家庭センター	子育て支援の総合窓口。0歳から18歳までの子どもとその家庭からのあらゆる相談を受けるほか、子育て講座、子育て情報の発信等、様々な子育て支援事業を実施している。
子ども支援 ネットワーク	要保護児童対策地域協議会の名称。子どもや子育て家庭に対する支援に関する行政機関、法人、団体等が効果的に連携して、情報共有をすることで、保護が必要な児童や保護者の適切な支援を図るために設置された組織。

さ行

用語	説明
支えあいサロン	社会的孤立を防ぐために、ご近所の方々等が定期的に集まって、おしゃべりや趣味の活動をする場。
市民	第6次地域福祉市民活動計画では、立川市に住民票があり、立川市内で生活している人と定義。
市民活動団体	市民が主体となって公益的な活動を行う団体。
市民後見人	市民後見人養成講座を受講修了し、知識や技術を身に付け、他者の成年後見人になることを希望し、家庭裁判所に選任された市民。市民後見人には同じ市民としての視点を活かしたきめ細やかな支援が期待されている。
自立支援協議会	障害者の地域での生活を支援するために、地域の関係者が集まり、課題を把握・共有し、課題解決のために支援体制整備に関する事項を協議する場。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されている。
重層的支援会議	立川市の関連部署が本人同意のもとでの個別の支援のプランを評価・決定するとともに、必要となる施策の検討をする会議。
住民	第6次地域福祉市民活動計画では、立川市に住民票があるか否かを問わず、立川市内で生活している人と定義。
スーパーバイズ	専門職が指導者から、支援についての指導を受けること。専門性を高め、よりよい支援を行えるようになることを目的としている。

生活困窮者	経済的な困窮等により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に代わって第三者(後見人)が法律行為を行うことで本人を保護し、支援する制度。
全世代型社会保障	少子高齢化の進行や人生100年時代の到来を見据えて、年齢に関わりなく、すべての世代が能力に応じて支えあい、必要な給付がバランスよく提供される、持続可能な社会保障を目指すもの。
相談支援包括化推進員	制度の狭間や、複合化・複雑化した地域生活課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする専門職。

た行

用語	説明
立川市くらし・しごとサポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事に困りごとを抱えている方に対して、一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行う窓口。
立川市社会福祉法人 地域貢献活動推進 ネットワーク (ふくしネットたちかわ)	社会福祉法人は、その高い公益性から、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められている。その取組みをより充実させるため、立川市では2015(平成27)年から市内法人による情報交換会を開催し、協議を重ね具体的な取組につなげている。
たちかわ 地域サポーター講座	広く地域の支えあいに関心のある人に、「地域のアンテナ役」としてのたちかわ地域サポーターについて知ってもらい、地域での活躍の可能性を考えてもらうきっかけづくりを目的とした講座。
たちかわまちねっと WEB	住民や市民活動団体、地域活動団体、事業所、企業などが立川市内で活動する際のきっかけや活動のヒントを発信しているWEBサイト。
地域あんしん センターたちかわ	判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用について総合的に相談することができる窓口。

地域活動支援センター	障害のある人の日中の活動をサポートする福祉施設。創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等を行う。
地域活動団体	地域の課題解決やまちづくりのために活動を行う、営利を目的としない団体。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域住民	第6次地域福祉市民活動計画では、地域住民を、立川市内で生活している人や文化、経済、社会活動等をしている人、団体と定義。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題をいう。
地域福祉 アンテナショップ	地域での空部屋や企業の空きスペース等を活用し、サロン・コミュニティカフェの実施等の活動や相談、情報の提供・収集場所として、様々なテーマで近隣住民の交流を広くつなぐ、活動の場。「全部型」は概ね1週間あたり2日以上かつ1日あたり3時間以上、「協働型」は概ね1か月あたり2日以上の活動を行っている。
地域福祉 コーディネーター	ふれあいと支えあいのある地域コミュニティづくりに向け、地域での福祉活動の推進や地域の団体・住民等のネットワークを形成し問題解決に取り組む専門職。
地域福祉市民活動計画	社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組む実践的な計画として、立川市社会福祉協議会が策定する計画。
地域包括 ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター	高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、必要な相談支援を行う地域の総合相談窓口。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、市や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティア等と協力しながら様々な相談に対応している。
地域見守り ネットワーク事業	住民の方々や市内の活動団体、事業者の方から、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市へ連絡していただき、安否確認等の適切な支援につなげる事業。
ちよこっと ボランティア	高齢者の日常生活の中で発生する簡易な生活課題に対する「軽微なお手伝い」をしてくれる地域のボランティアのこと。

な行

用語	説明
夏！体験ボランティア	ボランティア活動に関心があるけれど、なかなかきっかけがないという方のために、7～8月に、豊富なプログラムの中から自分に合うものを選んでボランティア体験ができる企画のこと。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための必要なサービスや施設がそろっている地域のこと。一般的には、高齢者が徒歩や公共交通機関を利用して、日常生活に必要なサービスや施設にアクセスできる範囲。日常生活圏域には、住宅、医療機関、介護施設、商業施設、公共施設等が含まれる。
日常生活自立支援制度	認知症、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。立川市では、立川市社会福祉協議会地域あんしんセンターたちかわにて実施している。

は行

用語	説明
8050問題	80代の高齢の親が、中高年代である50代のひきこもりの子どもの生活を支えている状態を指す。多様な課題を抱えていることが多く、社会的孤立が問題となっている。

伴走支援	継続的につながることを目的とする支援。本人の抱える課題や必要な対応が明らかでない場合でも、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、つながり続けることによって、一人ひとりが、多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め、自律的な生活につながる支援であり、ライフステージの変化などに応じて、柔軟な支援を行う。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(就業、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていても該当する)を指す。
フォーマルサポート・インフォーマルサポート	フォーマルサポートは公的な活動やサービスのこと。インフォーマルサポートは公的な活動やサービス以外で、家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う活動やサポートのこと。
フードバンク	食品ロス削減と貧困問題、双方の社会課題をマッチングさせ、その解決に向け取り組む活動。
ボランティア・市民活動センターたちかわ	「市民社会を拓きたい」をミッションにボランティア活動、市民活動に関する様々な相談の窓口

ま行

用語	説明
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。民生委員は、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援を行う。
メタバース	インターネット上の仮想空間のこと。自分の分身であるアバターを通して他者とつながることができる。

や行

用語	説明
やさしい日本語	文法や言葉、文章の長さに配慮し、わかりやすくした日本語のこと。日本語が母語ではない方や子ども、お年寄り、障害のある人など多くの人にとってやさしいコミュニケーションにつながる。





第6次地域福祉市民活動計画

～第6次立川あいあいプラン～

発行年月日 2025年6月

発 行 社会福祉法人立川市社会福祉協議会

問 合 せ 社会福祉法人立川市社会福祉協議会

〒190-0013 立川市富士見町2-36-47

TEL 042-529-8300 FAX 042-529-8714

E-mail: info@tachikawa-shakyo.jp

